

## 加東市地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

## 現 行

震災総則—1.1

## 第3 気象

## 2 気象統計

市域に最も近い気象台の観測所である西脇アメダスの記録によれば、気象は年間平均気温の平均値  $14.3^{\circ}\text{C}$ 、年間最高気温の平均値  $35.4^{\circ}\text{C}$ 、年間最低気温の平均値  $-6.5^{\circ}\text{C}$  (いずれも 1979~2006 平均値)、年間降水量の平均値  $1,397\text{mm}$  である (1976~2006 平均値)。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である 9 月も月平均降水量が多い。

過去 5 カ年での年降水量は、2002 年  $1,064\text{mm}$ 、2003 年  $1,640\text{mm}$ 、2004 年  $1,850\text{mm}$ 、2005 年  $979\text{mm}$ 、2006 年  $1,662\text{mm}$  と推移している。

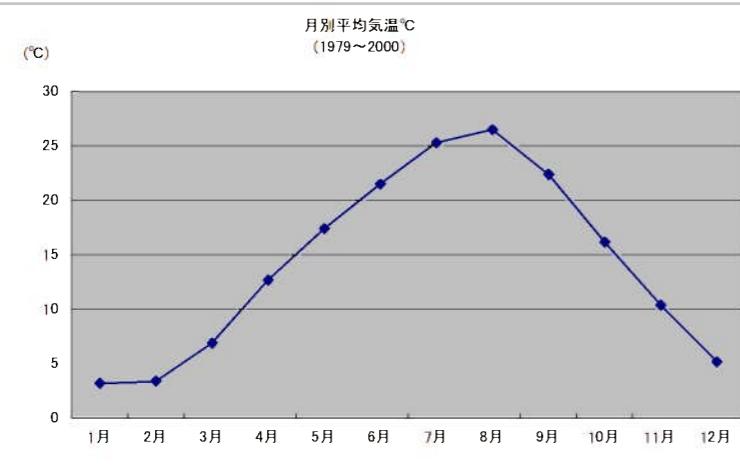
## 3 気象極値

西脇アメダス資料により極値表、月別平均気温及び月別平均降水量のグラフを以下にまとめた。

雨量極値表

種別 順位	月間降水量 mm	日降水量 mm	時間降水量 mm
1 位	452 (1976.9)	167 (1983.9.28)	64 (1983.9.28)
2 位	423 (2006.7)	158 (1996.8.28)	57 (1996.8.28)
3 位	373 (1993.8)	145 (2004.10.20)	56 (1976.9.13)
4 位	367 (1983.9)	138 (2004.9.29)	55 (1995.6.26)
5 位	355 (1995.7)	123 (1999.9.15)	53 (2000.10.9)

(統計期間：1976.3~2007.2)



## 改 正 後

## 第3 気象

## 2 気象統計

市域に最も近い気象台の観測所である西脇アメダスの記録によれば、気象は年間気温の平均値  $14.3^{\circ}\text{C}$ 、年間最高気温の平均値  $35.6^{\circ}\text{C}$ 、年間最低気温の平均値  $-6.4^{\circ}\text{C}$  (いずれも 1979~2011 平均値)、年間降水量の平均値  $1,374\text{mm}$  である (1976~2011 平均値)。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である 9 月も月平均降水量が多い。

過去 5 カ年での年降水量は、2007 年  $1,345\text{mm}$ 、2008 年  $1,202\text{mm}$ 、2009 年  $1,409\text{mm}$ 、2010 年  $1,700\text{mm}$ 、2011 年  $1,763\text{mm}$  と推移している。

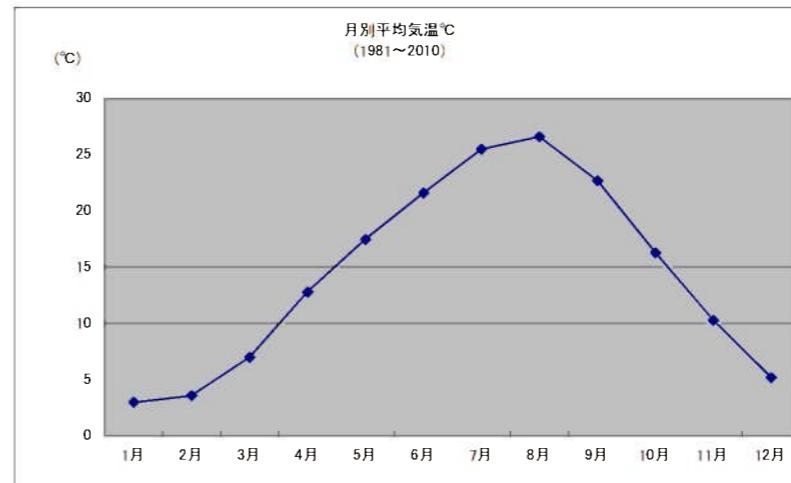
## 3 気象極値

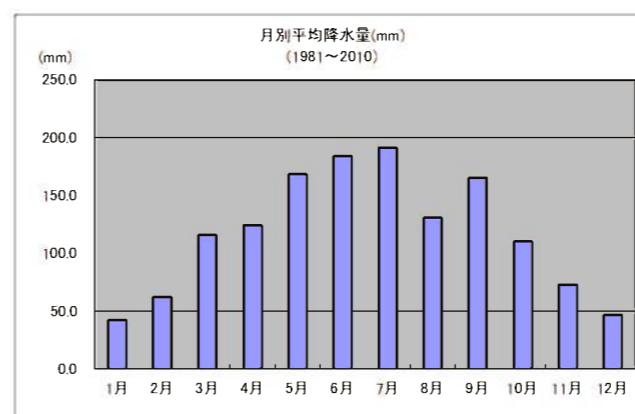
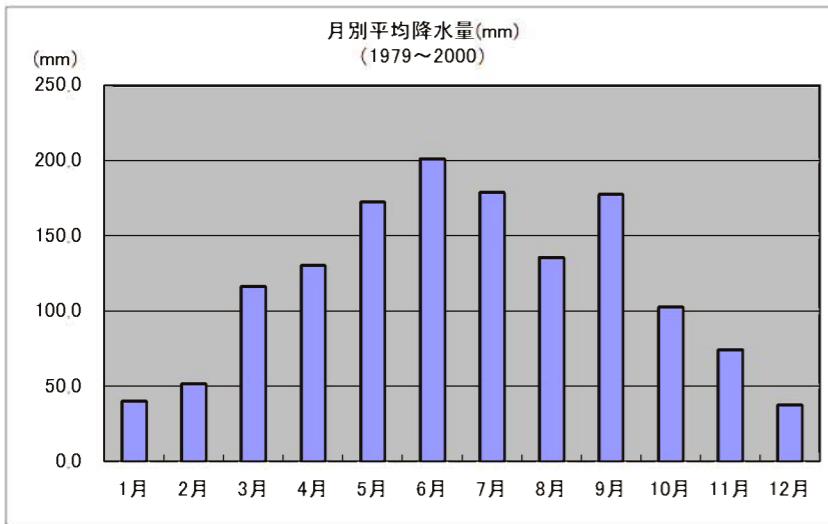
西脇アメダス資料により極値表、月別平均気温及び月別平均降水量のグラフを以下にまとめた。

雨量極値表

種別 順位	月間降水量 mm	日降水量 mm	時間降水量 mm
1 位	529 (2011.9)	182 (2011.9.20)	64 (1983.9.28)
2 位	452 (1976.9)	167 (1983.9.28)	57 (1996.8.28)
3 位	423 (2006.7)	158 (1996.8.28)	56 (1976.9.13)
4 位	373 (1993.8)	145 (2004.10.20)	55 (1995.6.26)
5 位	369 (2011.5)	138 (2004.9.29)	53 (2000.10.9)

(統計期間：1976.3~2012.2)





## 震災総則-1.4

### 第2節 社会的条件

#### 第1 人口・世帯

平成17年国勢調査によれば、市の総人口は、39,970人、世帯数13,155世帯、人口密度253.8人/km<sup>2</sup>である。人口分布は、社地域52%、滝野地域30%、東条地域18%となっており、社地域に人口の約5割が集中している。世帯平均人数は3.0人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

平成17年の人口は、平成12年に比べ減少している。減少数は718人、減少率は-1.8%である。その内訳は、滝野地域だけが増加(+144人)、その他の地域は810~850人程度減少している。

65歳以上の人口が占める割合は、20.3%で、65歳以上の親族がいる一般世帯の割合は41.2%、うち高齢単身世帯は13.4%である。全市平均では、約4割で65歳以上の高齢者がいることになるが、高齢者がいる世帯の割合は社地域が39.8%、滝野地域が34.4%、東条地域が54.1%である。

平成12年の国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約7.5%夜間人口より多い状況である。

#### 人口・世帯

人口	世帯数	人口密度	平均世帯人員
39,970人	13,155世帯	253.8人/km <sup>2</sup>	3.0人

#### 地域別人口

区分	人口総数	男	女	世帯数
社地域	20,732	10,111	10,621	7,436
滝野地域	11,967	5,924	6,043	3,950
東条地域	7,271	3,543	3,728	2,281
加東市計	39,970	19,578	20,392	13,155

資料) 国勢調査22年

#### 年齢別・地域別人口

区分	単位:人			
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	総数
社地域	3,174	13,400	4,005	20,732(15 3)
滝野地域	2,124	7,604	2,236	11,967(3)
東条地域	957	4,451	1,863	7,271(0)
加東市計	6,255	25,455	8,104	39,970(15 6)

資料) 国勢調査平成17年

※総数は年齢不詳を含む。() 内数値は年齢不詳者

#### 第2節 社会的条件

#### 第1 人口・世帯

平成22年国勢調査によれば、市の総人口は、40,181人、世帯数14,133世帯、人口密度255.1人/km<sup>2</sup>である。人口分布は、社地域52%、滝野地域30%、東条地域18%となっており、社地域に人口の5割強が集中している。世帯平均人数は2.8人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

平成22年の人口は、平成17年に比べ増加している。増加数は211人、増加率は+0.5%である。その内訳は、社地域+143人、滝野地域+53人、東条地域は+15人の増加となっている。

65歳以上の人口が占める割合は、22.1%で、65歳以上の親族がいる世帯の割合は40.9%、うち高齢単身世帯は16.8%である。高齢者がいる世帯の割合は社地域が39.8%、滝野地域が36.0%、東条地域が52.3%である。

平成22年国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約10.4%夜間人口より多い状況である。

#### 人口・世帯

人口	世帯数	人口密度	平均世帯人員
40,181人	14,133世帯	255.1人/km <sup>2</sup>	2.8人

#### 地域別人口

区分	人口総数	男	女	世帯数
社地域	20,875 (52%)	10,233	10,642	7,436
滝野地域	12,020 (30%)	5,909	6,111	4,197
東条地域	7,286 (18%)	3,596	3,690	2,500
加東市計	40,181 (100%)	19,738	20,443	14,133

資料) 平成22年国勢調査

#### 年齢別・地域別人口

区分	0~14歳	15~64歳	65歳以上	総数
社地域	2,915 (14%)	13,603 (65%)	4,357 (21%)	20,875 (100%)
滝野地域	1,950 (16%)	7,555 (63%)	2,515 (21%)	12,020 (100%)
東条地域	940 (13%)	4,357 (60%)	1,989 (27%)	7,286 (100%)
加東市計	5,805 (14%)	25,515 (64%)	8,861 (22%)	40,181 (100%)

資料) 平成22年国勢調査

## 震災総則—1 5

昼夜間人口

単位:人

区分	夜間人口	昼間人口
社地域	21,524	24,737
滝野地域	11,823	11,553
東条地域	7,320	7,444
加東市計	40,667	43,734

資料) 国勢調査平成 12 年

## 第2 土地利用

加東市では、山林の占める割合が最も多く、次いで田、その他と続いている。また、宅地は全体の約 11%となっている。

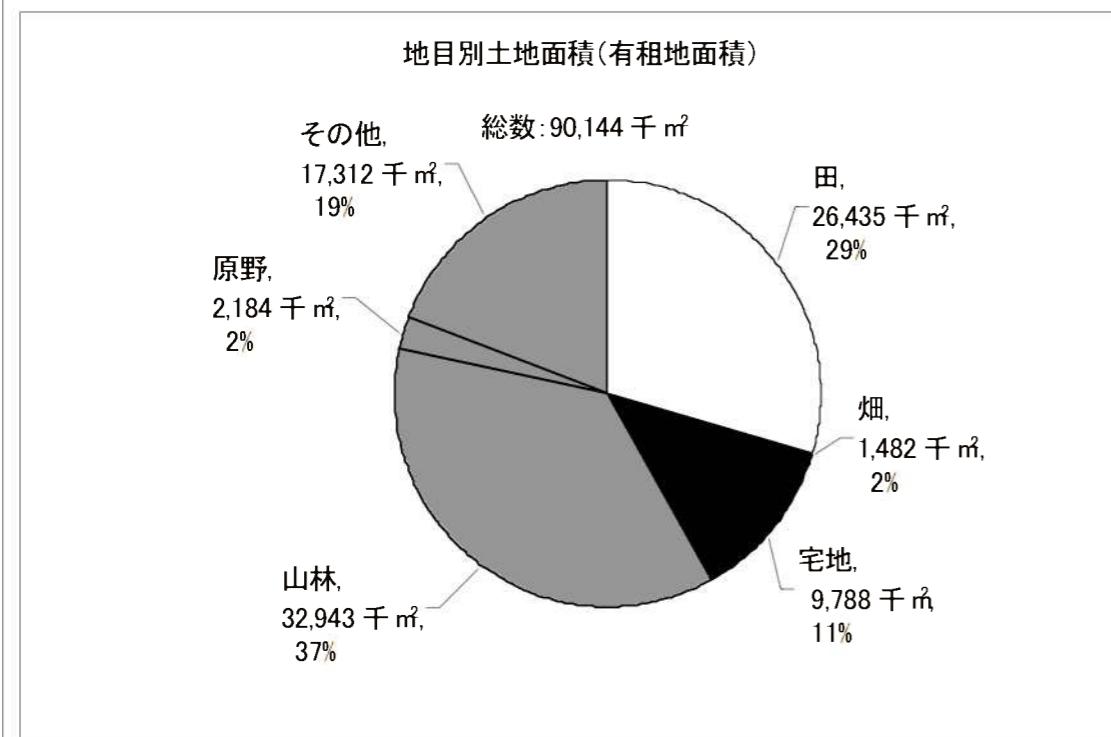


図 地目別土地面積（有租地面積）

資料) 平成 18 年度版加東市統計書

昼夜間人口

単位:人

区分	夜間人口	昼間人口
加東市計	40,181	44,378

資料) 平成 22 年国勢調査

※平成 22 年度は地域別人口データなし

## 第2 土地利用

加東市では、山林の占める割合が最も多く、次いで田、その他と続いている。また、宅地は全体の約 11%となっている。

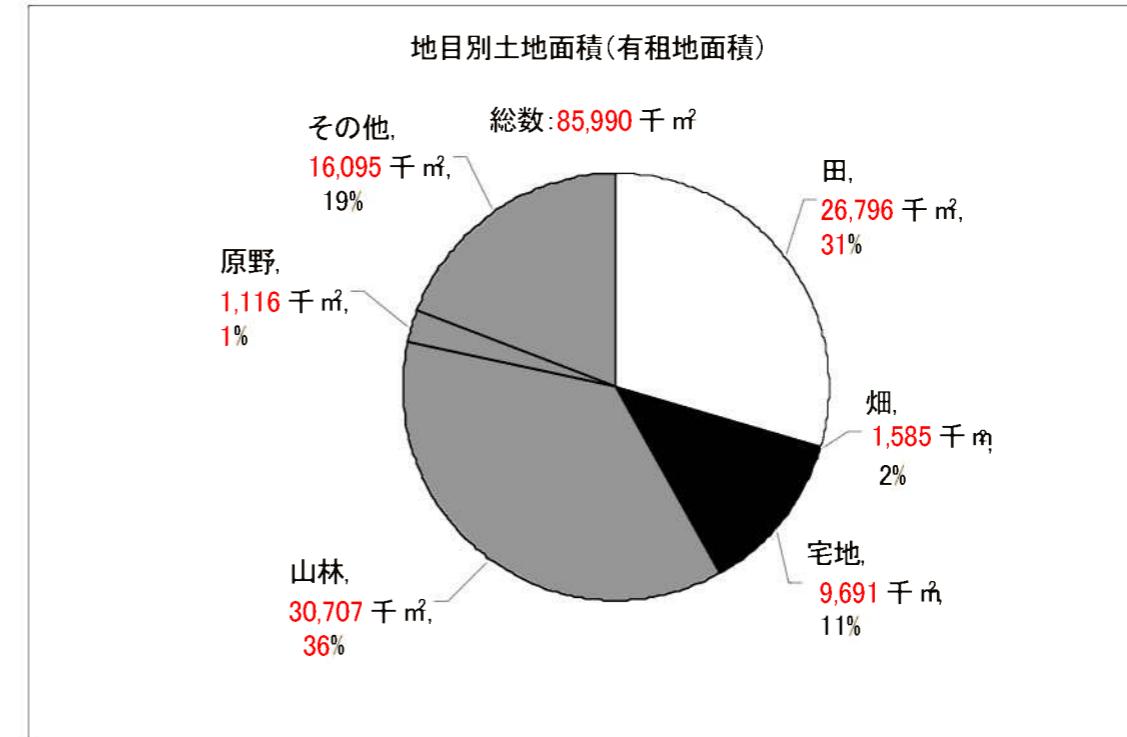


図 地目別土地面積（有租地面積）

資料) 平成 22 年度版加東市統計書

## 震災総則—1 7

### 第4 産業

加東市では、第3次産業就業者数が最も多く、増加傾向にあるが、その反面第1次産業及び第2次産業就業者数が減少傾向となっている。

### 第4 産業

加東市では、第3次産業就業者数が最も多く、増加傾向にあるが、第1次産業及び第2次産業就業者数が減少傾向となっている。

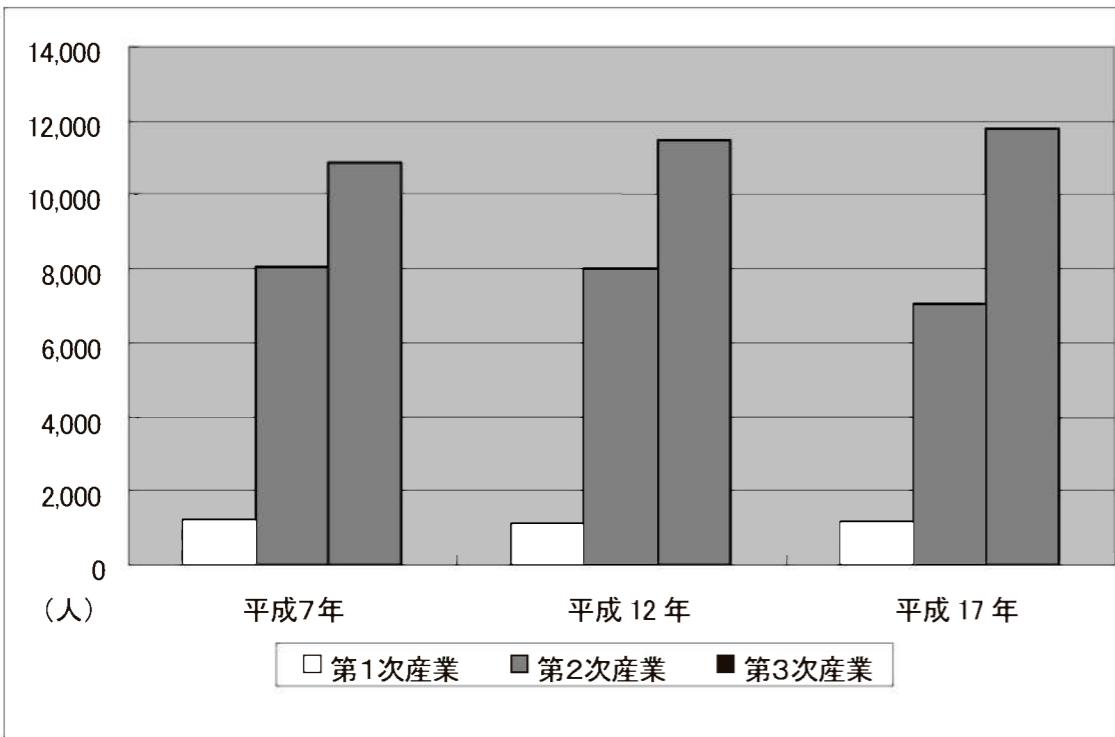


図 産業別就業者数  
資料) 平成 17 年 国勢調査

震災総則—2 2

## 第2 地震発生の危険性

活断層詳細デジタルマップによると、兵庫県南西部には活断層であることが確実な山崎断層があり、加東市域には、推定活断層とされる御所谷断層、大谷断層、青野町断層が確認されている。

北播磨地域は、六甲山系や生駒山系周辺に比べ活断層の分布密度が小さいが、兵庫県南西部に規模の大きな山崎断層帯が存在し、加えて地下に断層が伏在している可能性もあり、地震の影響が震源地から数 10km に及ぶことを考えると、安心できる状況はない。

山崎断層帯は、岡山県東部から兵庫県南東部にかけて分布する活断層帯で、那岐山断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの断層に区分される。その中でも山崎断層主部は、岡山県美作市から三木市にかけて西北西—東南東方向に走る総延長約 80km に及ぶ大きな断層であり、東から三木、琵琶甲、暮坂峠、安富、土万（ひじま）、大原の6断層から成る断層系とみられ、左横ずれの断層であると考えられている。

山崎断層主部の内、北西部ではマグニチュード 7.7 程度、南東部ではマグニチュード 7.3 程度の地震が発生する可能性があり、加東市では最大で震度 6 強が予想されている。今後 30 年の間に地震が発生する確率の最大値をとると、北西部は 0.08%～1% で日本の主な活断層の中ではやや高いグループ、南東部は 0.03%～5% で日本の主な活断層の中では高いグループに属する。

また、近年発表された御所谷断層による震度については、今後 100 年程の間に加東市に最大震度 6 強の地震を発生させる可能性があると予想されている。

震災総則—2 5

## 第3 地震被害想定

### 1 想定地震の概要

兵庫県では、県内に大きな影響が予想される地震のうち、現時点での発生可能性を地震履歴および活断層実態を考慮した次の5つの地震を想定した被害予測を行っている（兵庫県地震被害想定調査報告書、平成 11 年 3 月、兵庫県）。

また、その他想定地震として 10 の想定地震（その他想定地震）についても被害予測を行っている。

その他想定地震は地震履歴、活断層実態などの点で発生可能性は前者よりも低いものであるが地震規模で区別されたものではない。

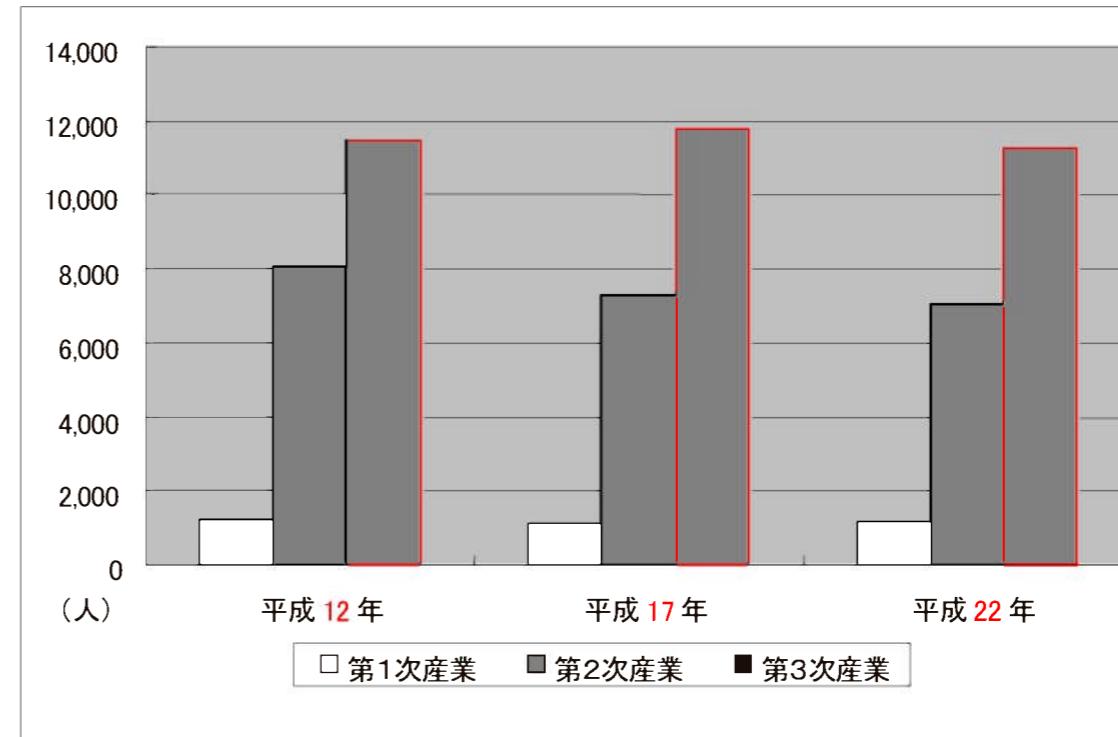


図 産業別就業者数  
資料) 平成 22 年 国勢調査

## 第2 地震発生の危険性

活断層詳細デジタルマップによると、兵庫県南西部には活断層であることが確実な山崎断層があり、加東市域には、推定活断層（※1）とされる御所谷（ごしょだに）断層、大谷（おおたに）断層、青野町（あおのちょう）断層が確認されている。

北播磨地域は、六甲山系や生駒山系周辺に比べ活断層の分布密度が小さいが、兵庫県南西部に規模の大きな山崎断層帯が存在し、加えて地下に断層が伏在している可能性もあり、地震の影響が震源地から数 10km に及ぶことを考えると、安心できる状況はない。

山崎断層帯は、岡山県東部から兵庫県南東部にかけて分布する活断層帯で、那岐山（なぎせん）断層、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの断層に区分される。その中でも山崎断層主部は、岡山県美作市から三木市にかけて西北西—東南東方向に走る総延長約 80km に及ぶ大きな断層であり、東から三木、琵琶甲（びわこ）、暮坂峠（くれさかとうげ）、安富（やすとみ）、土万（ひじま）、大原（おおはら）の6断層から成る断層系とみられ、左横ずれの断層であると考えられている。

山崎断層主部の内、北西部ではマグニチュード 7.7 程度、南東部ではマグニチュード 7.3 程度の地震が発生する可能性があり、加東市では最大で震度 7 が予想されている。今後 30 年の間に地震が発生する確率の最大値をとると、北西部は 0.08%～1% で日本の主な活断層の中ではやや高いグループ、南東部は 0.03%～5% で高いグループに属する。

また、御所谷断層は、今後 100 年程の間に加東市に最大震度 6 強の地震を発生させる可能性があると予想されている。

（※1）地形的な特徴から、今後も地震を起こす可能性のある活断層があると推定されつつも、資料が少なく、詳しく調査しない限り明確に存在や場所が特定できないもの。

## 第3 地震被害想定

### 1 想定地震の概要

過去の地震の状況や中央防災会議、地震調査研究推進本部の調査研究を基に、平成 22 年度に「兵庫県地震被害想定」が兵庫県により取りまとめられた。

被害想定を実施した 15 地震は次のとおりである。

想定災害等	種別
兵庫県地域防災計画想定地震	有馬高槻構造線 - 六甲断層帯地震
	山崎断層地震
	中央構造線地震
	日本海沿岸地震
	南海道地震
その他想定地震	山田断層帯地震
	養父断層帯地震
	三峠断層地震
	京都西山断層群地震
	宇治断層地震
	生駒断層帯地震
	仏念寺山 - 上町 - 長居断層地震
	大阪湾断層地震
	花折断層地震
	日本海地震(丹後地震)

#### 被害想定の条件

- 季節 夏、春・秋、冬
- 風速 3.0m/s (兵庫県内の各観測所のデータを参照)
- 時刻

時 刻	設想該における住民の状況
3~4時	ほとんどの住民が自宅で就寝している。建物倒壊による被害が最大となる。
8~9時	朝のラッシュ時 鉄道事故による被害が最大となる。
10~11時	午前中のオフィスアワー。
12~13時	昼食時 一時的に屋内人口と出火率が増加する。
16~17時	屋外人口最大時 道路陥没、ブロック塀等倒壊、落下物による被害が最大となる。
18~19時	夕食時 出火率が最大となる。

※加東市に影響を及ぼすとされる地震と加東市の被害想定は、次のとおりである。

(被害想定表)

断層名	地震範囲	被 害 想 定					
		全 壊 棟 数	半 壊 棟 数	焼失 棟 数	死 者 数	負 傷 者 数	避 難 者 数
M7.5 M7.3 山崎断層	主部南東部・草谷(くさたに)	4,271	5,860	4	266	779	9,635
	主部南東部	4,379	5,579	4	273	775	9,592
	大原・土万(ひじま)・安富 主部南東部	1,526	3,967	2	95	382	4,677
海溝型	主部北西部	3	61	1	0	4	45
	東海・東南海・南海	70	136	1	1	8	96
	東南海・南海	70	136	1	1	8	96
有馬・高槻 六甲・淡路断層帯	南海	70	131	1	1	8	92
	有馬・高槻断層帯	459	2,298	1	27	176	2,141
	淡路島西岸	2	38	1	0	2	28
上町断層 三峠(みとけ) 一京 都西山断層	六甲山地南縁・淡路島東岸	43	577	1	2	36	438
	上町(うえまち)断層	4	4	1	1	1	2
	京都西山断層帯	1	8	1	0	0	7
大阪湾断層 御所谷断層	大阪湾断層帯	4	71	1	0	4	51
	御所谷断層	129	1,452	1	7	93	1,134
	神戸市の直下型地震	0	19	1	0	1	15
各市町直下型 (M6.9 の直下型 地震が発生した と想定した場合 の加東市の被害)	西宮市の直下型地震	0	0	1	0	0	2
	芦屋市の直下型地震	0	1	1	0	0	2
	三田市の直下型地震	19	263	1	1	16	191
	明石市の直下型地震	2	27	1	0	2	20
	加古川市の直下型地震	10	184	1	0	11	134
	高砂市の直下型地震	8	132	1	0	7	95
	稻美町の直下型地震	26	409	1	1	24	302
	播磨町の直下型地震	12	218	1	0	13	160
	姫路市の直下型地震	0	7	1	0	0	6
	神河町の直下型地震	2	45	0	0	2	0
	市川町の直下型地震	9	156	1	0	9	112
	福崎町の直下型地震	17	264	1	1	15	193
	西脇市の直下型地震	165	1,817	1	8	116	1,421
	三木市の直下型地震	77	1,046	1	4	64	791
	小野市の直下型地震	501	2,989	1	29	217	2,647
	加西市の直下型地震	478	2,365	1	28	180	2,205
	加東市の直下型地震	801	4,451	2	47	330	4,016
	多可町の直下型地震	36	572	1	1	34	419
	篠山市の直下型地震	3	59	1	0	3	43
	丹波市の直下型地震	0	4	1	0	0	4

## 2 加東市の被害想定

地震被害の大きさは地震規模 (M: マグニチュード)、震源との距離、発生時刻の社会活動の状況など様々であり、どの地震による被害が最も大きいとは一概にはいえないが、兵庫県地域防災計画想定地震の内、加東市において最も被害が大きい「山崎断層地震」の想定被害等について、以下にまとめる。

### (1) 山崎断層地震の概要

- ① 想定地震
  - ア 地震断層

## 2 加東市の被害想定

加東市の地震対策としての地震被害想定は、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、被害想定表のうち、最大避難者数である山崎断層南東部・草谷(くさたに)断層の地震被害とする。

加東市では、震度7が想定され、被害は全壊棟数4,271棟、半壊棟数5,860棟、死者数266人、負傷者779人、建物被害による避難者数は9,635人と想定されている。

想定地震の概要は次のとおりである。

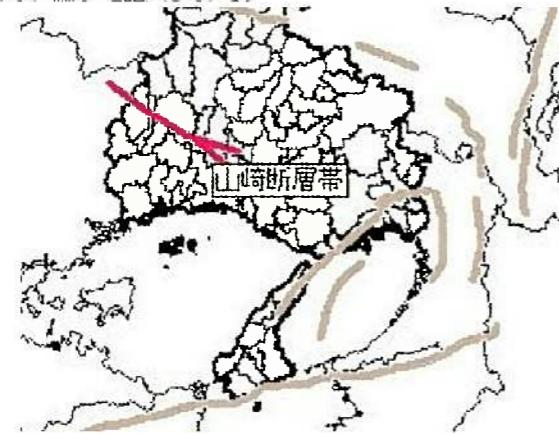
#### 《想定条件》

マグニチュード	走向(※1) (度)	傾斜 (度)	長さ (km)	幅(※2) (km)	深さ (km)
7.7	N60W	90	51	-	0
	N70W	90	19	-	0

〔出典〕兵庫県地震被害想定調査報告書 平成11年3月〕

※1 走向は平均的な走向

※2 想定に関係ない欄は-を記入している。

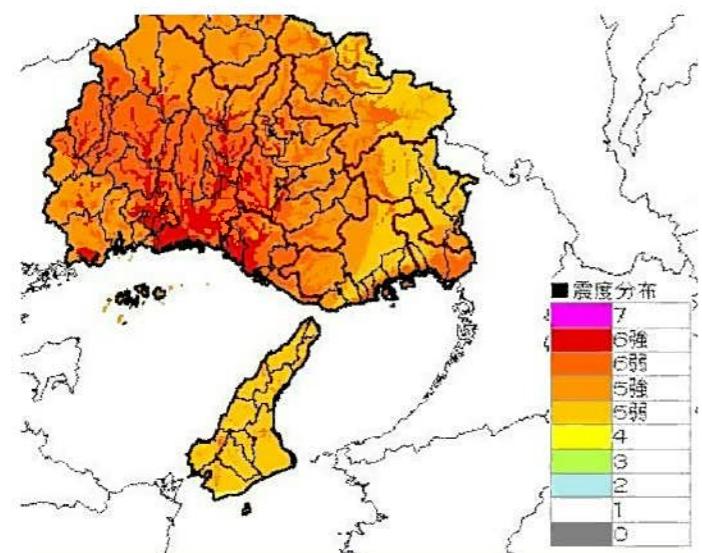


#### (1) 想定地震の概要

- ① 震源地 山崎断層主部南東部・草谷（くさたに）断層
- ② 震度分布 マグニチュード7.5（加東市内における最大震度 7）

#### イ 震度分布

推定震度は本市全域で5強以上であり、加東市の一一部では6強が予想される。



#### ② 山崎断層による想定被害

想定した『山崎断層地震』で最も被害が大きいと予想される3～4時頃の状況は、季節に関わらず下表のとおりである。

区分	全半壊数 (棟)	炎上出火 数(件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	避難者数 (人)
社地域	511	1	4	75	670
滝野地域	470	1	5	71	616
東条地域	49	1	0	8	64
合計	1,030	3	9	154	1,350

#### ③ 山崎断層による被害想定

想定した『山崎断層地震 主部南東部・草谷（くさたに）断層』人的被害想定では、建物被害(家屋の倒壊・室内収容物の転倒、落下)の要因が最も多く、冬早朝5時を想定したものである。

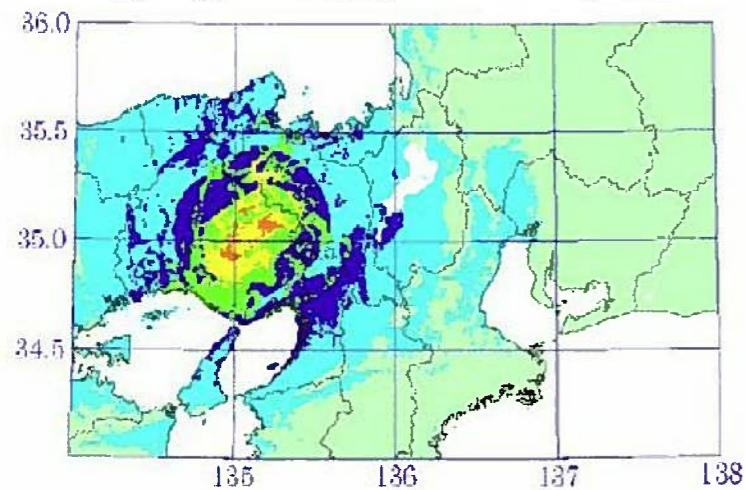
建物全壊棟数は、揺れによるもの4,209棟、液状化によるもの62棟を合算したものである。

火災危険度の想定は、冬期の夕刻(18時頃)における全出火件数想定したものである。

区分	全壊建物数 (棟)	半壊建物数 (棟)	焼失棟数 (棟)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	避難者数 (人)
加東市	4,271	5,860	4	266	779	9,635

## (2) 御所谷断層地震の概要

平成 18 年 12 月 7 日に開催された中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」（第 26 回）により発表された「中部圏・近畿圏の内陸地震の震度分布等について」によると、市域に位置する御所谷断層の震度分布図において、最大で震度 6 強の地震が予想されている。（兵庫県における被害は未想定）

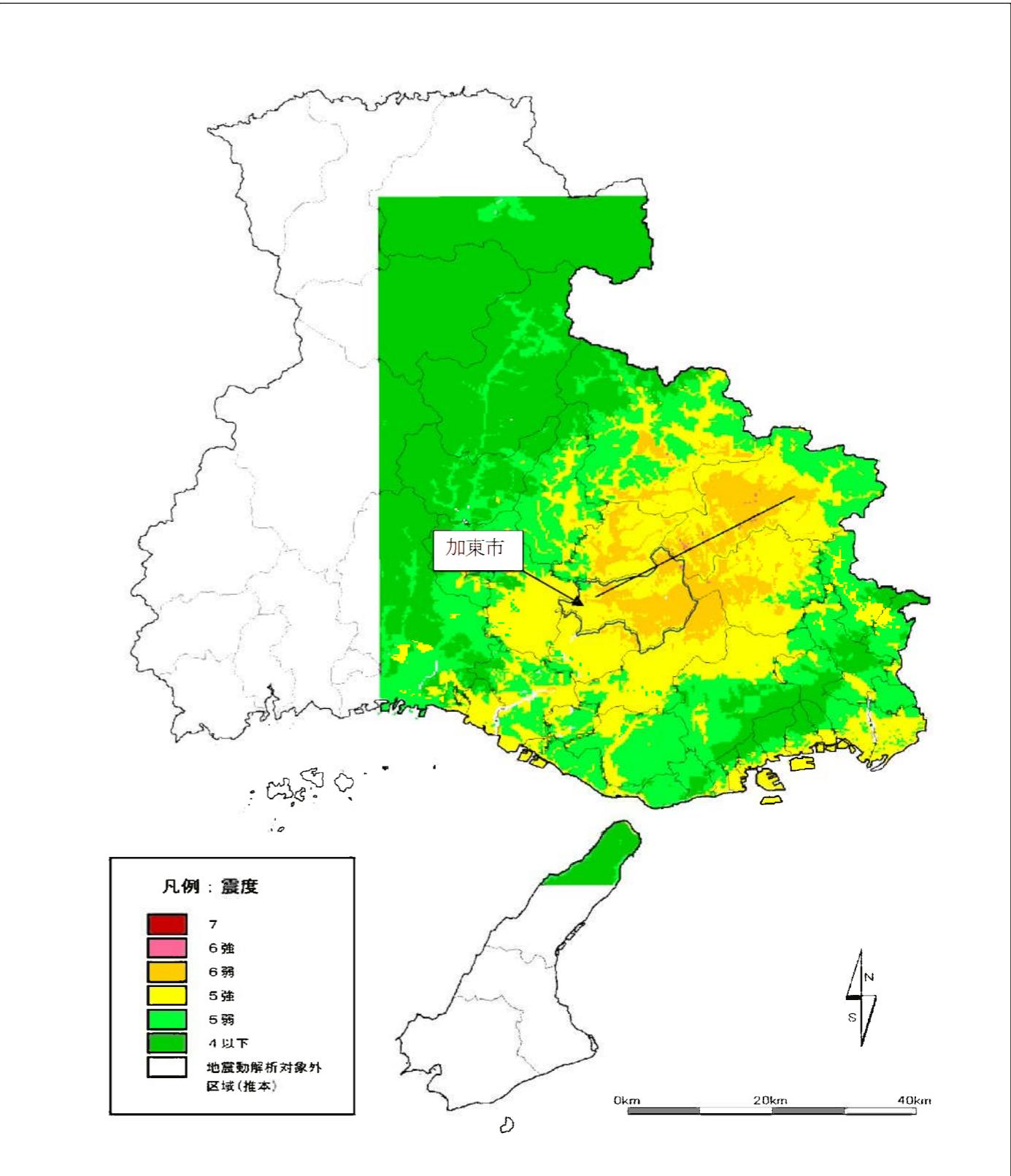


34 御所谷断層帯の地震(M7.2)

出典：「中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第 26 回）  
中部圏・近畿圏の内陸地震の震度分布等について 図表集」

## (2) 御所谷（ごしょだに）断層地震の概要

過去の地震の状況や中央防災会議、地震調査研究推進本部の調査研究を基に、平成 22 年度に兵庫県がとりまとめた「兵庫県地震被害想定」によると、加東市域に位置する御所谷断層の震度分布において、最大で震度 6 強の地震が予想されている。



## 参考資料

### 【兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）抜粋】

## 第5節 地震災害の危険性と被害の特徴

### 第1 趣旨

過去の地震災害の状況等を参考に、兵庫県内で発生しうる地震被害を想定し、防災対策の参考とする。

### 第2 内容

#### 1 地震発生の危険性

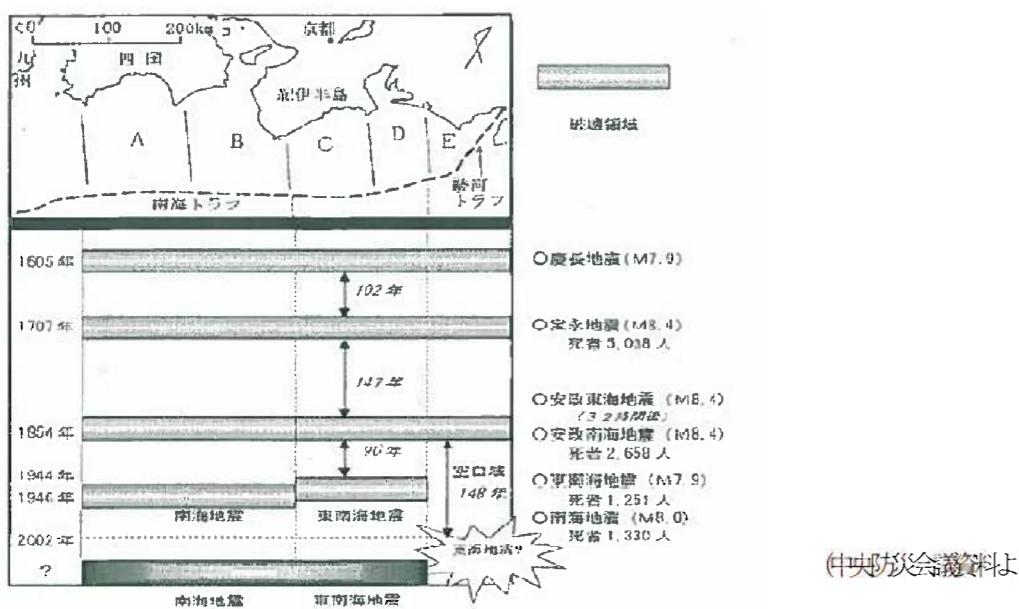
##### (1) 海洋性巨大地震—南海地震

紀伊水道沖ではM8を超える南海道地震が繰り返し発生しており、古文書等で684年、887年、1099年、1361年、1605年、1707年、1854年、1946年に起きたことが知られている。こうした意味で、比較的サイクルがわかつている地震である。

前回の「南海地震」からは既に半世紀が経過しており、前回の規模が比較的小さかったことから、次回は比較的早まるのではないかという意見もあり、また、発生時には広範囲に及ぶ被害が予想される。

なお、南海道地震が起きる直前若しくは2年程度前に震源より東の海上で大地震が発生するパターンが注目される。(1854-1854、1944-1946など)

(参考) 東海地震と東南海・南海地震との関係



##### (2) 内陸部地震

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層であるが、その多くは、過去の活動状況がよくわかつていない。日本列島は、この時代に際立った地殻変動を受け、それが今なお続いている。特に中部地方から近畿地方にかけては東西方向の歪み力を受けて、おびただしい数の活断層が分布している。なかでも、兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬一高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、中央構造線断層帯など多くの活断層が分布しており、1995年の兵庫県南部地震は、こうした活断層による危険

## 参考資料

### 【兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）抜粋】

## 第5節 地震災害の危険性と被害の特徴

### 第1 趣旨

過去の地震災害の状況等を参考に、兵庫県内で発生しうる地震被害を想定し、防災対策の参考とする。

### 第2 内容

#### 1 地震発生の危険性

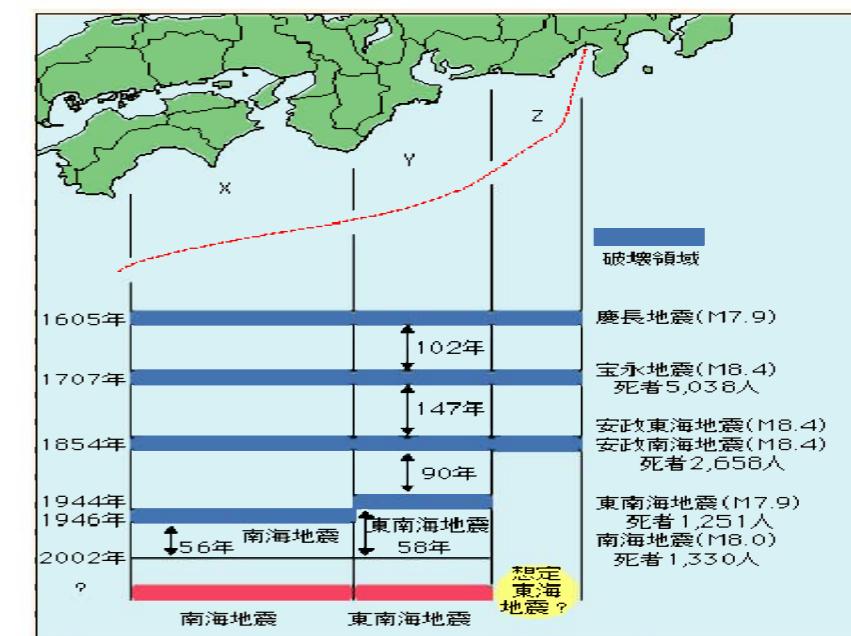
##### (1) 海溝型巨大地震南海地震

紀伊水道沖ではM8を超える南海地震が繰り返し発生しており、古文書等で684年、887年、1099年、1361年、1605年、1707年、1854年、1946年に起きたことが知られており、比較的予測がつきやすいサイクルがわかつている地震である。

前回の「南海地震」からは既に65年以上経過しており、前回の規模が比較的小さかったことから、次回は比較的早まるのではないかという意見もあり、発生時には広範囲に及ぶ被害が予想される。

また、南海地震が起きる直前若しくは2年程度前に、震源より東の海上で大地震が発生するパターンが注目される。(1854-1854、1944-1946など)

なお、南海トラフの海溝型地震における以下の被害想定等は、従来の知見に基づくものであり、東日本大震災を踏まえた中央防災会議の検討結果を踏まえた最大クラスの地震・津波については、同検討結果の検証後、新たな被害想定を行うこととする。



##### (2) 内陸部地震

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層であるが、その多くは、過去の活動状況がよくわかつていない。日本列島は、この時代に際立った地殻変動を受け、それが今なお続いている。特に中部地方から近畿地方にかけては東西方向の歪み力を受けて、おびただしい数の活断層が分布している。なかでも、兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬一高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、また、県外にも上町(うえまち)断層帯など多くの活断層が分布しており、兵庫県での強い揺れが想定される。1995

性について、一般に強く認識されることとなった。

#### ① 六甲・淡路島断層帯

六甲・淡路島断層帯は、六甲山地から淡路島北部付近に分布する断層の総称であり、活動度B級（0.1～1mm／年）の断層だけでも、野島断層、東浦断層、仮屋断層、須磨断層、横尾山断層、会下山断層、和田岬断層、諏訪山断層、布引断層、五助橋断層、大月断層、芦屋断層、甲陽断層など多数存在する。これらは、過去に大きな地震を起こしたという文献上の記録は確認されていないが、野島断層をはじめ少なくとも一部の断層は、1995年の「兵庫県南部地震」の震源となったことにより、これまで蓄積されてきたエネルギーが解放されたと考えられる。一方、六甲・淡路島断層帯のうち今回動かなかった断層については、将来、今回の地震のサイクルとは別に、あるいは有馬一高槻断層帯と連動して動く可能性も否定できない。なお、最近のトレンチ調査で、野島断層は約2000年前、東浦断層は1596年の慶長伏見地震の際に活動した可能性が指摘されている。

県が実施した調査の結果から、昆陽池陥没帯の活動時期は16世紀～18世紀と推定され、1596年慶長伏見地震時の可能性がある。このことから、有馬一高槻断層帯と六甲・淡路島断層帯主部が連動して活動することも考えられる。

※ 今後、30年以内の発生確率の欄に記載したグループ分けは、今後30年の間に地震が発生する可能性について、我が国の主な活断層の中での位置づけを表したものであり、確率の最大値が3%以上は、「高いグループ」、0.1%以上3%未満は、「やや高いグループ」に属する。

#### ② 有馬一高槻断層帯

有馬一高槻断層帯は、神戸・阪神地域の北部から京都府まで東西に走る断層である。活動度はB級（0.1～1mm／年）で、最近のトレンチ調査により1596年の慶長伏見地震の震源断層であった可能性が指摘されている。

県が実施した調査の結果から、六甲断層の最新活動時期は14世紀～18世紀と考えられ、1596年慶長伏見地震時の可能性がある。一方、淡河断層の最新活動時期は約40,000年前～約15,000年前、柏尾谷断層の最新活動時期は約40,000年前以前と考えられ、六甲断層以東とは別の活動区間であると判断される。

#### ③ 山崎断層帯

山崎断層帯は、県南西部の播磨地域から岡山県に至る断層で、1968年に活断層であることが発見されて以来、微小地震の集中現象と合わせて注目されるようになった。活動度はB級で、県が実施した調査結果では、山崎断層帯のうち大原断層、土万断層、安富断層の最新の活動時期は、播磨国地震（868年）であったとも考えられることや活動周期は千数百年程度から二千数百年であること等の可能性が明らかとなっている。

#### ④ 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、日本で最も長い延長を持つ活断層で活動度も高いが、伊予灘から紀伊半島までの間の地域では、文献上地震の発生の記録が確認されていない。最近のトレンチ調査によって、徳島県付近では1596年の慶長伏見地震の際に活動した可能性が指摘されているが、この付近の地盤のずれる速度から考えてM8クラスの地震が発生して不思議ではない。

#### ⑤ その他の断層

その他、活断層の存在する場所や歴史上大地震の記録がある場所については、将来、大地震の発生する可能性がある。日本海沿岸では、過去に北但馬地震や北丹後地震（京都府）が起き、震度6を記録している。また、近隣府県にも生駒断層帯、上町断層帯、三峠・京都西山断層帯など、多くの活断層が分布している。

なお、近年の地震動向に関して、「南海トラフ沿いの巨大地震の前後に、内陸の大地震が集中して発生していることなどから、阪神・淡路大震災以降、西日本が地震の活動期に入った。」という学説もある。

年の兵庫県南部地震により、こうした活断層による危険性について、一般に強く認識されることとなった。

#### ① 山崎断層帯

##### 【断層帯の位置及び形態】

山崎断層帯は、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷（くさたに）断層の3つの起震断層に区分される。那岐山断層帯は、岡山県苫田（とまた）郡鏡野（かがみの）町から岡山県勝田郡奈義（なぎ）町に至る断層帯である。長さは約32kmで、ほぼ東西方向に延びており、断層帯の北側が南側に対して相対的に隆起する断層帯である。

山崎断層帯主部は、岡山県勝田郡勝田町から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西～東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約80kmで、主として左横ずれの断層帯である。草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、東北東～西南西方向に延びる主として右横ずれの断層である。

なお、山崎断層帯主部は、兵庫県姫路市より北西側と兵庫県神崎（かんざき）郡福崎（ふくさき）町より南東側とではそれぞれ最新活動時期が異なる。

#### ② 中央構造線断層帯

##### 【断層帯の位置及び形態】

中央構造線断層帯は、奈良県香芝（かしば）市から五條市、和歌山県和歌山市、淡路島の兵庫県南あわじ市（旧南淡町）の南方海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで、四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延びるが、ここでは佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象とした。全体として長さは約360kmで、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。

なお、中央構造線断層帯は連続的に分布しており、断層の形状のみから将来の活動区間を評価するのは困難である。ここでは主に過去の活動時期から6つの区間に区分したが、これらの区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら6つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

#### ③ 六甲・淡路島断層帯

##### 【断層帯の位置及び形態】

六甲・淡路島断層帯は、大阪府箕面（みのお）市から兵庫県西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山（せんざん）断層帯からなる。六甲・淡路島断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動時期の違いなどから、長さ約71kmの六甲山地南縁（ろっこうさんなんえん）～淡路島東岸区間および長さ約23kmの淡路島西岸区間の2つに区分される。六甲・淡路島断層帯主部の全体の長さは約71kmで、ほぼ北東～南西方向に延びる。このうち、六甲山地南縁～淡路島東岸区間では、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。一方、淡路島西岸区間では、右横ずれを主体とし、南東側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。先山断層帯は、長さが約12kmで、北西側が相対的に隆起する逆断層である。

1995年（平成7年）の兵庫県南部地震では、淡路島西岸区間と六甲山地南縁～淡路島東岸区間のうち、西宮市から明石海峡にかけての全長約30kmの範囲の地下で活動し、甚大な被害を生じた。淡路島西岸区間では断層活動が地表まで達し明瞭な地表地震断層が出現したほか、六甲山地南縁においては余震活動や地震波形の観測・解析等から地下において断層活動が起こったことが明らかになっている。ただし、六甲山地南縁において、測量観測とそれを基に解析された地殻変動は、六甲山地南縁～淡路島東岸区間全域には及んでおらず、変動量も淡路島西岸区間沿いに比べて小さかった。また、断層を挟んで地殻変動も、淡路島西岸区間沿いほどは顕著でなかった。

これらのことより、兵庫県南部地震を淡路島西岸区間においては最大規模（以下、固有規模と記す）の地震とみなして最新活動としたが、六甲山地南縁～淡路島東岸区間においては固有規模の地震よりひとまわり小さい地震とみなして最新活動ではないと評価した。

##### 【兵庫県外にある主要な活断層】

#### ④ 上町（うえまち）断層帯

##### 【断層帯の位置および形態】

上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯である。全体として長さは約42kmで、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。

#### ⑤ その他の断層

その他、活断層の存在する場所や歴史上大地震の記録がある場所については、将来、大地震の発生する可能性がある。日本海沿岸では、過去に北但馬地震や北丹後地震（京都府）が起き、震度6を記録している。また、近隣府県にも生駒断層帯、三峠（みとけ）・京都西山断層帯など、多くの活断層が分布している。

なお、近年の地震動向に関して、「南海トラフ沿いの巨大地震の前後に、内陸の大地震が集中して発生していることなどから、阪神・淡路大震災以降、西日本が地震の活動期に入った。」という学説もある。

震災予防—36

## 第2 防災訓練

市は、実践的な対応力を高めるとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実強化を図る。

震災予防—39

## 第4節 情報収集・伝達体制の強化

災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、情報伝達手段の多重化に努めるものとする。

### 第6 携帯電話の活用

携帯電話等の画像を活用した情報の収集について検討を進める。

### 第7 監視カメラの整備と活用

災害危険箇所等へ応急監視カメラを設置し、リアルタイムの画像情報収集について研究を進める。

### 第8 地域住民に対する通信連絡手段の整備

市は、災害時の情報伝達手段として、CATVやかとう安全安心ネットの活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、防災行政無線の整備・構築を図り、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努める。また民生委員・児童委員や社会福祉協議会、市国際交流協会、外国人雇用者の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。

#### 〈 現有の主な情報伝達手段例 〉

- (1) CATV
- (2) かとう安全安心ネット（メール配信）
- (3) インターネット
- (4) 電話、ファクシミリ等
- (5) サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき。）
- (6) 広報車
- (7) 消防関係車
- (8) 放送事業者との連携（テレビ、ラジオ）
- (9) 消防団、自主防災組織・民生委員等人的ネットワーク
- (10) アマチュア無線等情報ボランティアの協力

### 第9 災害情報を瞬時に伝達するシステムの構築

気象庁が発する緊急地震即報をCATV等を活用して市民に瞬時に伝達するシステム（国民保護による全国瞬時警報システム等）の構築に努める。

## 第2 防災訓練

市は、実践的な対応力を高めるとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実強化を図る。また、防災訓練の企画、立案に際しては、女性の参画を求め、女性の視点からの意見を取り入れるなど、多様な観点からの検討を加え、災害時要援護者の支援を含めた訓練を実施する。

## 第4節 情報収集・伝達体制の強化

災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し、伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、情報伝達手段の多重化に努めるものとする。

### 第6 災害情報を瞬時に伝達するシステムの活用

気象庁が発する緊急地震即報を全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用により、CATV等を通じて市民に瞬時に伝達する。

### 第7 携帯電話の活用

携帯電話等の画像を活用した情報の収集について検討を進める。

### 第8 監視カメラの整備と活用

災害危険箇所等へ応急監視カメラを設置し、リアルタイムの画像情報収集について研究を進める。

### 第9 地域住民に対する通信連絡手段の整備

市は、災害時の情報伝達手段として、CATV、かとう安全安心ネット、エリアメールと緊急速報メール等の活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、防災行政無線の整備・構築を図り、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努める。また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、市国際交流協会、外国人雇用者の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。

#### 〈 現有の主な情報伝達手段例 〉

- (1) CATV
- (2) かとう安全安心ネット（エリアメール等メール配信）
- (3) インターネット
- (4) 電話、ファクシミリ等
- (5) サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき。）
- (6) 広報車
- (7) 消防関係車
- (8) 放送事業者との連携（テレビ、ラジオ）
- (9) 消防団、自主防災組織、民生委員等人的ネットワーク
- (10) アマチュア無線等情報ボランティアの協力

震災予防—4 2

### 第3 広域防災拠点等との連携

市は、地域防災拠点（物資集積拠点）、コミュニティ防災拠点の整備にあたっては、広域防災拠点等との交通や通信のネットワークが確保されるように努める。

県広域防災拠点			
区分	防災拠点名	所在地	備考
全県拠点	兵庫県広域防災センター	三木市	
その他拠点	播磨中央公園	加東市下滝野	広域輸送拠点

### 第3 広域防災拠点等との連携

市は、地域防災拠点（物資集積拠点）、コミュニティ防災拠点の整備にあたっては、広域防災拠点等との交通や通信のネットワークが確保されるように努める。

県広域防災拠点			
区分	防災拠点名	所在地	備考
全県拠点	兵庫県広域防災センター	三木市	
その他拠点	播磨中央公園	加東市下滝野	広域輸送拠点
	中国自動車道社PA	加東市久米・藤田	緊急車両中継基地

震災予防—4 7

### 第8節 災害救急医療システムの整備

応急医療活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備を図る。

### 第8節 災害救急医療システムの整備

救急医療活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備を図る。

山崎断層帯主部南東部・草谷（くさたに）断層の地震による被害想定では、死者 266 人、負傷者 779 人となっており、加東市及び広域の救急医療体制を構築する。

震災予防—4 9

### 第10節 避難所対策の充実

市は、被災者等の生命及び身体の安全を確保するため、避難所対策の充実を図る。

### 第10節 避難所対策の充実

市は、被災者等の生命及び身体の安全を確保するため、避難所対策の充実を図る。

山崎断層帯主部南東部・草谷（くさたに）断層の地震による被害想定では、避難者 9,635 人となっており、加東市内の避難所は 31ヶ所であるが、帰宅困難者についても受け入れる必要があるため、避難所の増設を図る。

#### 第1 避難所の指定

##### 2 福祉避難所

災害時要援護者の避難を優先する避難所として、社福祉センター（ラポートやしろ）、滝野福祉センター（はびねす滝野）、東条福祉センター（とどろき荘）を福祉避難所として位置づける。

#### 第2 避難所管理運営体制の整備

避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにする。

避難所開設期間が 7 日を超えることも想定し、避難所管理・運営体制を整備する。

#### 第3 施設、設備の整備

避難所となる施設は、バリアフリー化、看板等の設置、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）や非常電源の確保など、計画的な整備を推進する。また、整備にあたっては、災害時要援護者にも十分配慮するように努める。

##### 1 避難所施設の利用上における女性や災害時要援護者への配慮

#### 第1 避難所の指定

##### 2 福祉避難所

災害時要援護者の避難を優先する避難所として、社福祉センター（ラポートやしろ）、滝野福祉センター（はびねす滝野）、東条福祉センター（とどろき荘）を福祉避難所として位置づける。また、高齢者福祉施設と協定を締結し、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所を確保する。

#### 第2 避難所管理運営体制の整備

避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにする。

避難所開設期間が 7 日を超えることも想定し、女性も含めた避難所管理・運営体制を整備する。

#### 第3 施設、設備の整備

避難所となる施設は、バリアフリー化、看板等の設置、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備（避難者スペース、ライ夫ラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）や非常電源の確保など、計画的な整備を推進する。また、整備にあたっては、女性、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦等）、にも十分配慮した、居住スペースの確保に努める。

なお、ペット（犬、猫等）にも配慮する。

	<p>(1) 居住スペース等における配慮 間仕切りの導入など、最低限の遮蔽が可能になるよう配慮し、また、女性の避難者や災害時要援護者についても考慮の上、居住スペースを割り当てるに留意する。</p> <p>(2) 更衣室等に関する配慮 避難所の居住スペースには、着替え時等において他人の目につかない場所の確保に努める。</p> <p>(3) トイレに関する配慮 仮設トイレに関しては男女の区別がなく設置されるため、必要に応じて全体の何割かを女性専用のトイレとして設定し、外部から内部が見えにくい構造にするなど、女性にとって安心して使えるトイレ環境に配慮する。</p> <p>(4) 洗濯物等に関する配慮 避難所生活中に洗濯が必要となった場合、女性の衣類の洗濯、物干し場所として男性の目につかないよう、男女共用の場所とは別に、女性専用の洗濯場所や洗濯機の設置、物干し場所の確保について配慮する。</p> <p>(5) 風呂、シャワーに関する配慮 女性のプライバシーを確保し、荷物等の一時保管場所を設置するなど、安心して入浴等ができる環境について配慮する。</p> <p>(6) 巡回診療に関する配慮 避難者について診療の必要性の有無の確認を行い、医師会、歯科医師会、医療機関と調整し、巡回診療に努める。</p>
2	<p>2 避難所施設の利用上におけるペット（犬、猫等）への配慮 必要に応じて避難所施設にペット（犬、猫等）のためのスペースを原則屋外に確保することに努める。</p>
	<h4>第4 避難所運営組織の育成</h4> <p>(1) 市は、自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。</p>
震災予防—5 1	<h4>第4 避難所運営組織の育成</h4> <p>(1) 市は、自治会、自主防災組織等の協力を得て、女性も含めた避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。</p>
	<h4>第11節 備蓄体制等の整備</h4> <p>市は、想定避難者数に対応するための必要な食料品、生活必需品等の非常物資の確保と供給体制を確立する。</p>
	<h4>第11節 備蓄体制等の整備</h4> <p>市は、想定避難者数に対応するための必要な食料品、生活必需品等の非常物資の確保と供給体制を確立する。</p>
第1 基本方針	<h4>第1 基本方針</h4> <p>(1) 市は、市民に対し、平時から3日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発することとする。</p> <p>(2) 住民の備蓄を補完するため、山崎断層地震被害想定における市の最大避難者数（1,350人）を基準に、現物備蓄及び調達（流通在庫備蓄）により食料・生活必需物資供給体制の整備に努める。</p> <p>(3) 市、その他の防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄に努める。</p>
第2 食料	<h4>第2 食料</h4> <p>1 備蓄、調達</p> <p>(1) 食料給与対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難所等に収容されている被災者</li> <li>② 住家が被害を受け、炊事ができない者</li> <li>③ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者で当該滞在先及び避難先で炊事ができない者</li> <li>④ 災害対策活動の従事者</li> </ul> <p>(2) 目標数量</p> <p>(1) 食料配給対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難所等に収容されている被災者</li> <li>② 住家が被害を受け、炊事ができない者</li> <li>③ 病院、ホテル等の滞在者、帰宅困難者及び縁故先への一時避難者で当該滞在先及び避難先で炊事ができない者</li> <li>④ 災害対策活動の従事者</li> </ul> <p>(2) 目標数量</p>

区分	市民による備蓄	行政による備蓄	
		市による備蓄	県による備蓄
発災から4日間	1人3日分 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	
発災から5日目		被災者の1日分相当量 (現物又は流通備蓄)	
発災から6日目		被災者の1日分相当量 (現物・流通備蓄)	
合計	3日分	2日分	1日分

区分	市民による備蓄	行政による備蓄	
		市による備蓄	県による備蓄
発災から4日間	1人3日分 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	
発災から5日目		被災者の1日分相当量 (現物又は流通備蓄)	
発災から6日目			被災者の1日分相当量 (現物・流通備蓄)
合計		3日分	2日分
			1日分

### 第3 生活必需物資

#### 1 備蓄、調達

##### (1) 生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

##### (2) 目標数量

目標数量は、「第2 食料」の項に準ずる。ただし、幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や使途を考慮して数量を見積ることとする。

##### (3) 品目

発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むとともに、災害時要援護者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。

区分	特に重要な品目例
寝具	毛布ほか
外衣・肌着	下着ほか
身の回り品	タオルほか
炊事道具・食器	食器類、哺乳瓶ほか
日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベほか

\* この他の生活必需物資や復旧用物資等については、あらかじめ調達先を確保することとする。

##### (4) 方法

- ① 物資の品目に応じて最適な手段での備蓄・調達に努める。
- ② 小売業者等と協定を締結し、市内の流通備蓄を活用するよう努める。  
また、必要に応じて県に要請することとする。

震災予防—5 6

### 第13節 廃棄物対策の充実

#### 第2 災害廃棄物処理計画の策定

災害時に家庭等から出される廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、小野加東環境施設事務組合及び北播磨清掃事務組合等と協力して、「震災廃棄物対策指針」(平成10年10月厚生省)を参考に、地震被害想定における建物倒壊数等を考慮し、震災時のごみ発生量等を推定し、あらかじめ災害廃棄物(ガレキ、し尿)の処理計画を定めておくとともに、平

### 第3 生活必需物資

#### 1 備蓄、調達

##### (1) 生活必需物資支給対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

##### (2) 目標数量

目標数量は、「第2 食料」の項に準ずる。ただし、幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や使途を考慮して数量を見積ることとする。

##### (3) 品目

発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むとともに、災害時要援護者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。

区分	特に重要な品目例
寝具	毛布、床マット、シーツほか
外衣・肌着	下着、防寒衣、衣類、くつ、スリッパほか
身の回り品	タオル、洗面用具、化粧品ほか
炊事道具・食器	食器類、哺乳瓶、紙コップ、紙皿、紙椀、箸、スプーンほか
日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、燃料、ストーブ、テレビ、ラジオほか

\* この他の生活必需物資や復旧用物資等については、あらかじめ調達先を確保することとする。

##### (4) 方法

- ① 物資の品目に応じて最適な手段での備蓄・調達に努める。
- ② 小売業者等と協定を締結し、市内の流通備蓄を活用するよう努める。  
また、必要に応じて県に要請することとする。

### 第13節 廃棄物対策の充実

#### 第2 災害廃棄物処理計画の策定

災害時に家庭等から出される廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、小野加東環境施設事務組合及び北播磨清掃事務組合等と協力して、「震災廃棄物対策指針」(平成10年10月厚生省)を参考に、地震被害想定における建物倒壊数等を考慮し、震災時のごみ発生量等を推定し、あらかじめ災害廃棄物(ガレキ、し尿)の処理計画を定めておくとも

常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。

震災廃棄物発生推定量（山崎断層地震の場合）

地域	木造建物 全壊棟数	非木造建物 大破棟数	ガレキ量 (t)	
			可燃系	不燃系
加東市	142	0	3,320	8,590

(注) 算定条件は次のとおり。

- ・解体棟数：木造「全壊数」、非木造「大破数」
- ・1棟当たり延床面積(m<sup>2</sup>)：木造 120.5、非木造 65.6 (平成 15 年住宅・土地統計調査 確報集計結果 兵庫県 第 7 表より算定 全県版 対象は住宅のみ)
- ・可燃系ガレキの発生原単位(t/m<sup>2</sup>)：木造 0.194、非木造 0.12 (兵庫県南部地震)
- ・不燃系ガレキの発生原単位(t/m<sup>2</sup>)：木造 0.502、非木造 0.907 (兵庫県南部地震)

震災予防—5 8

## 第2 災害時要援護者支援体制の確保

### 1 支援の対象となる災害時要援護者

災害時要援護者とは、災害時に必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の行動をとるのに支援を要する人々をいう

- (1) 高齢者（独居、高齢者夫婦世帯）
- (2) 心身障害者（身体、知的、精神）
- (3) 乳幼児、児童
- (4) 難病患者
- (5) 寝たきりの者
- (6) 疾病者
- (7) 妊産婦
- (8) 外国人（日本語が理解できない人）

震災予防—5 9

## 第14節 災害時要援護者支援対策の充実

### 第4 社会福祉施設等の整備

#### 1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

一般の避難所では生活が困難な高齢者、障害者等の避難場所として社会福祉施設等が利用できるよう体制の整備を図る。

震災予防—6 3

## 第16節 土砂災害対策の充実

土砂災害の予防と被害の軽減に向けた対策について定める。

### 第2 地震に伴う土砂災害による被害を防止するための対策

土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難所等に関する事項、その他警戒区域にお

に、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。

震災廃棄物発生推定量（山崎断層地震の場合）

地域	木造建物 全壊棟数	非木造建物 大破棟数	ガレキ量 (t)	
			可燃系	不燃系
加東市	1,481	0	34,622	89,588

(注) 算定条件は次のとおり。

- ・解体棟数：木造「全壊数」、非木造「大破数」
- ・1棟当たり延床面積(m<sup>2</sup>)：木造 120.5、非木造 65.6 (平成 15 年住宅・土地統計調査 確報集計結果 兵庫県 第 7 表より算定 全県版 対象は住宅のみ)
- ・可燃系ガレキの発生原単位(t/m<sup>2</sup>)：木造 0.194、非木造 0.12 (兵庫県南部地震)
- ・不燃系ガレキの発生原単位(t/m<sup>2</sup>)：木造 0.502、非木造 0.907 (兵庫県南部地震)

## 第2 災害時要援護者支援体制の確保

### 1 支援の対象となる災害時要援護者

災害時要援護者とは、災害時に必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の行動をとるのに支援を要する人々をいう

- (1) 高齢者（独居、高齢者夫婦世帯）
- (2) 心身障害者（身体、知的、精神）
- (3) 乳幼児、児童
- (4) 難病患者
- (5) 寝たきりや認知症のある者
- (6) 疾病者
- (7) 妊産婦
- (8) 外国人（日本語が理解できない人）

## 14節 災害時要援護者支援対策の充実

### 第4 社会福祉施設等の整備

#### 1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

一般の避難所では生活が困難な高齢者、障害者等の避難場所として社会福祉施設が利用できるよう、高齢者福祉施設と協定を締結したり、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

## 第16節 土砂災害対策の充実

土砂災害の予防と被害の軽減に向けた対策について定める。

### 第2 地震に伴う土砂災害による被害を防止するための対策

土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難所等に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、以下に例示する方法により、市民への周知に努める。

ける円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、以下に例示する方法により、市民への周知に努める。

## 2 緊急時の警戒避難

### (1) 気象情報（雨量、土砂災害警戒情報等を含む。）情報の提供

- ① 土砂災害情報相互通報システムによる情報提供
- ② C A T V、かとう安全安心ネットによる情報提供

### (2) 避難の指示等の伝達

C A T V、かとう安全安心ネット等による情報伝達

震災予防—6 4

## 第17節 中山間地等における地震災害対策

中山間地等における地震災害対策について定める。

### 1 通信の確保

市は、孤立するおそれのある集落との通信途絶を防止するため、有線での通信拡充のほか衛星携帯電話、防災行政無線等の通信手段の確保に努める。

震災予防—7 0

## 第2節 自主防災組織の育成強化

地域において、市民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成、充実を図る対策を定める。

震災予防—7 6

## 第3 一般建築物耐震化の促進

昭和 56 年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市計画に沿って推進する。

なお、県は、平成 18 年度からは、従来実施している補助対象工事に加え、住宅が倒壊しても居室内で耐震性を確保（住宅が倒壊しても一室で安全性を確保）する居室耐震型（一室シェルター方式）、ツーバイフォー工法及び丸太組工法を補助対象と、優秀な工法を補助対象としている。

### 3 住宅耐震改修工事費補助

県は、住宅耐震改修工事を行う一定所得以下の県民に対して、耐震改修工事費に応じて一定額の補助を行うこととしている。

[対象住宅] 昭和 56 年 5 月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅

[対象者] 所得が 1,200 万円以下の県民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は給与収入が 14,421,053 円以下）

[補助対象] 耐震改修後、安全と判定される工事に要する費用

[補助金額] 補助対象となる費用の 4 分の 1 以内（補助限度額：戸建住宅=60 万円、共同住宅=20 万円／戸）

震災予防—8 4

## 第7 災害危険区域対策の実施

## 2 緊急時の警戒避難

### (1) 気象情報（雨量、土砂災害警戒情報等を含む。）情報の提供

- ① 土砂災害情報相互通報システムによる情報提供
- ② C A T V、かとう安全安心ネットによる情報提供

### (2) 避難の指示等の伝達

C A T V、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ、ホームページ等による情報伝達

## 第17節 中山間地等における地震災害対策

中山間地等における地震災害対策について定める。

### 1 通信の確保

市は、孤立するおそれのある集落との通信途絶を防止するため、衛星携帯電話の設置や防災行政無線等の通信手段の確保に努める。

## 第2節 自主防災組織の育成強化

平成 7 年 1 月に発生した阪神淡路大震災や平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災などの大規模地震は、人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市民の財産に甚大な被害を与える。しかし、災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、行政機関をはじめとして各種防災機関の初期の対応にも限界があり、被害を最小限にとどめるには市民の自主的な防災活動、すなわち、市民自らが出火防止、初期消火に努め、被災者の救出、救護、避難、誘導に当たり、避難所の開設及び運営にあたる的確な行動が必要である。

市民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成、充実を図る。

## 第3 一般建築物耐震化の促進

昭和 56 年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画\_\_\_\_\_に沿って推進する。

なお、兵庫県では、平成 18 年度から、従来実施している補助対象工事に加え、住宅が倒壊しても居室内で耐震性を確保（住宅が倒壊しても一室で安全性を確保）する居室耐震型（一室シェルター方式）、ツーバイフォー工法及び丸太組工法を補助対象としている。

### 3 住宅耐震改修工事費補助

兵庫県は、住宅耐震改修工事を行う一定所得以下の県民に対して、耐震改修工事費に応じて一定額の補助を行うこととしている。

[対象住宅] 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅

[対象者] 所得が 1,200 万円以下の県民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は給与収入が 14,421,053 円以下）

[補助対象] 耐震改修後、安全と判定される工事に要する費用

[補助金額] 補助対象となる費用の 4 分の 1 以内（補助限度額：戸建住宅=60 万円、共同住宅=20 万円／戸）

[補助金額の加算] （平成 21 年度～）補助対象となる費用の 4 分の 1 以内かつ、戸建住宅・共同住宅とも 20 万円／戸を上限に補助金額を加算

## 第7 災害危険区域対策の実施

## 1 災害危険区域の指定

県との協議により、災害の危険の著しいと認められる地域において、建築基準法第39条に基づく「災害危険区域に関する条例」による災害危険区域の指定を県に要請する。

## 2 危険住宅の除却又は移転

災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者にその費用の一部を補助することができる。

### (1) 危険住宅の除却等に要する経費

限 度 額 780千円

助成区分 国1/2、県1/4、市1/4

### (2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費

限 度 額 7,080千円（建物444万円、土地206万円、造成58万円が限度）

年 利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成

助成区分 国1/2、県1/4、市1/4

震災応急—8 9

## 第7節 ライフライン関係施設の整備

### 第3 電気通信施設の整備等

西日本電信電話(株)は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備と、関連する防災対策について努めることとされている。

震災応急—9 9

## 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。

### 第3 災害対策本部

市内において震度5強以上を観測したときは、直ちに災害対策本部を設置する。

#### 3 本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針等を協議するため本部会議を開催するものとし、次の職にある者をもって構成する。

(本部長) 市長

(副本部長) 副市長、教育長、技監

(本部員) 議会事務局長、企画部長、総務部長、市民安全部長、福祉部長、地域整備部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、教育部長、消防長、

地域情報センター所長、防災課長

震災応急—9 9

#### 4 本部体制

##### (1) 初動時における体制

初動時における応急対策活動は、災害対策本部の事務分掌に基づく組織的な活動は困難であるため、別に定める体制で順次参集する職員により対応する。

## 1 災害危険区域の指定

兵庫県との協議により、災害の危険の著しいと認められる地域において、建築基準法第39条に基づく「災害危険区域に関する条例」による災害危険区域の指定を県に要請する。

## 2 危険住宅の除却又は移転

災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者にその費用の一部を補助することができる。

### (1) 危険住宅の除却等に要する経費

限 度 額 780千円

助成区分 国1/2、県1/4、市1/4

### (2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費

限 度 額 4,060千円（建物310万円、土地96万円、造成58万円が限度）

年 利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成

助成区分 国1/2、県1/4、市1/4

(注)助成費の助成限度額は、平成24年度の額である。

震災応急—8 9

## 第7節 ライフライン関係施設の整備

### 第3 電気通信施設の整備等

西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備と、関連する防災対策について努めることとされている。

## 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。

### 第3 災害対策本部

市内において震度5強以上を観測したときは、直ちに災害対策本部を設置する。

#### 3 本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針等を協議するため本部会議を開催するものとし、次の職にある者をもって構成する。

(本部長) 市長

(副本部長) 副市長、教育長、技監

(本部員) 議会事務局長、企画部長、総務部長、市民安全部長、福祉部長、地域整備部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、教育部長、消防長、

地域情報センター所長、防災課長、**加東消防署長、消防団長**

#### 4 本部体制

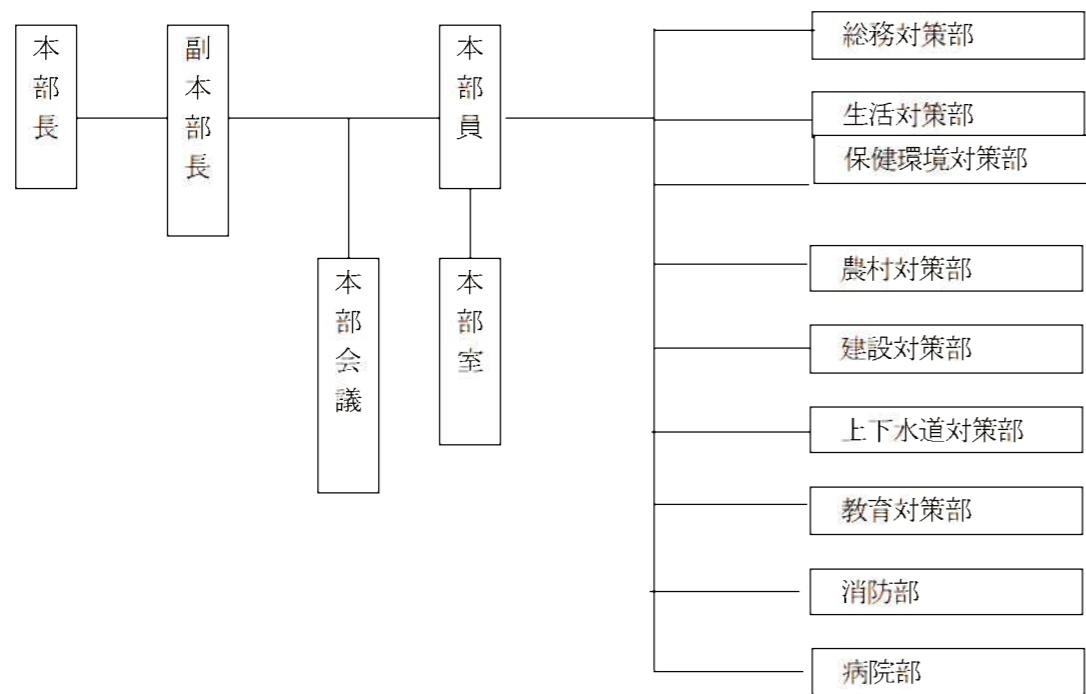
##### (1) 初動時における体制

初動時における応急対策活動は、災害対策本部の事務分掌に基づく組織的な活動は困難であるため、別に定める体制で順次参集する職員により対応する。

(2) 災害対策本部体制

初動時の応急災害対策活動から、本部会議を経て順次組織的な災害対策本部体制に移行する。

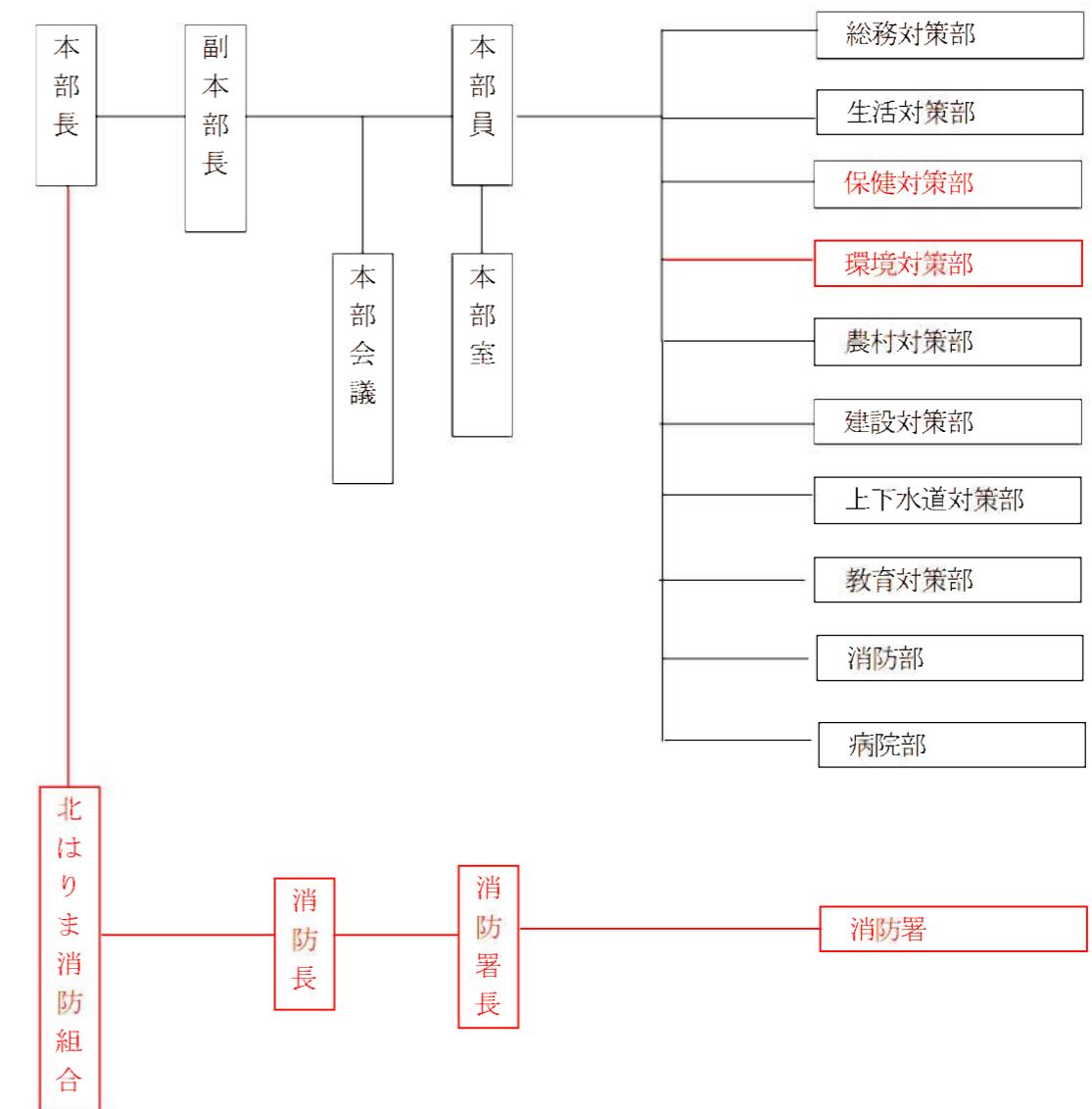
■組織図



(2) 災害対策本部体制

初動時の応急災害対策活動から、本部会議を経て順次組織的な災害対策本部体制に移行する。

■組織図



## 震災応急—100

### ■事務分掌

対策部	事務分掌
<b>本部室</b>	(本部室) 1 (災害対策) 本部の設置及び閉鎖に関すること 2 本部会議に関すること 3 配備態勢、その他本部命令の伝達に関すること 4 県、県警察本部、他の地方公共団体、自衛隊等関係機関との連絡調整及び応援要請に関すること 5 他市町からの職員等派遣要請に関すること 6 各部、各班との連絡調整等に関すること 7 自主防災組織との連絡調整等に関すること 8 避難勧告、指示等に関すること 9 災害、気象情報並びに被害状況の情報収集に関すること 10 被害状況、応急対策実施状況の取りまとめ及び県への報告に関すること 11 災害救助法の適用申請に関すること 12 防災功労者の顕彰等に関すること 13 その他本部業務の庶務に関すること
<b>総務対策部</b>	(総務班) 1 国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめに関すること 2 復興事業の企画案に関すること 3 各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務に関すること 4 職員の動員、各部の配置調整に関すること 5 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務に関すること 6 災害救助、救援のための作業員等の雇用に関すること 7 庁舎内及び周辺の警備に関すること 8 災害見舞金、死亡弔慰金に関すること 9 義援金、救援物資の配分に関すること 10 災害情報の収集に関すること
部長 市民安全部長	
副部長 防災課長	
担当課 総務課 防災課	

### ■事務分掌

対策部	事務分掌
<b>本部室</b>	(防災課) 1 災害対策本部の設置（閉鎖）に関すること 2 配備態勢、その他本部命令の伝達に関すること 3 避難勧告、指示等に関すること（発令状況の周知徹底） 4 県、県警察本部、他の地方公共団体、自衛隊等関係機関との連絡調整及び応援要請に関すること 5 各部、各班との連絡調整等に関すること ・重要事項の決定及び決定事項の各部への周知徹底 ・通信手段の確保・拡充 ・各部からの要請等処理 6 被害状況、応急対策実施状況の取りまとめ及び県への報告に関すること（取りまとめ結果の組織内、関係機関への報告） 7 本部会議に関すること（活動方針、復旧活動等の検討・決定） 8 自主防災組織との連絡調整等に関すること 9 災害、気象情報並びに被害状況の収集に関すること 10 その他本部業務の庶務に関すること 11 災害救助法の適用申請に関すること 12 他市町への職員等派遣要請に関すること 13 防災功労者の顕彰等に関すること
<b>総務対策部</b>	(議会事務局) 1 市議会への報告、連絡調整並びに提出資料の取りまとめに関すること 2 部内の応援 (企画政策課) 1 報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達に関すること ・資料の作成及び情報提供、報道機関対応全般 ・記者会見設定等 2 災害に関する市民への広報に関すること 3 被害状況の写真による記録及び災害応急対策状況の記録に関すること 4 復興事業の企画案に関すること 5 部内の応援 (秘書広報課) 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること 2 災害視察者その他見舞者の応接に関すること (地域情報センター) 1 C A T Vによる広報に関すること ※所管施設の被害状況把握、機能確保
部長 企画部長	
副部長 財政課長	
担当課等 財政課 税務課 企画政策課 秘書課 情報管理課 地域情報センター 委員会事務局 議会事務局 会計課	

対策部	事務分掌
<b>総務対策部</b>	(企画財政班) 1 災害対策の予算及び財政計画に関すること 2 応急対策に要する資金の調達に関すること 3 車両の調達・確保及び緊急輸送の確認に関すること 4 市有財産の被害調査、応急対策に関するこ 5 災害対策物資、資材の調達及び配達に関すること 6 災害電話の確保に関すること 7 災害応急工事の契約等に関すること 8 所管防災行政無線局の管理運営及び無線施設の総合調整に関すること
部長	(税務班) 1 被害に対する市税の減免、減税に関すること 2 被災者等への租税等減免等の相談に関すること 3 被災家屋及び土地等の被害調査に関するこ 4 り災世帯調査台帳等の作成及び災証明書発行に関すること
企画部長	(会計班) 1 災害関係費支出命令審査及び出納に関するこ 2 災害対策に必要な現金の出納に関するこ 3 見舞金、義援金等の出納に関するこ
副部長	(広報・涉外班) 1 災害に関する市民への広報に関するこ 2 報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達に関するこ 3 市ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理に関するこ 4 被害状況の写真による記録及び災害応急対策状況の記録に関するこ 5 災害視察者その他見舞者の応接に関するこ 6 本部長及び副本部長の秘書に関するこ 7 市議会への報告、連絡調整並びに提出資料の取りまとめに関するこ 8 C A T Vによる広報に関するこ
担当課等	
財政課	
税務課	
企画政策課	
秘書課	
情報管理課	
地域情報センター	
委員会事務局	
議会事務局	
会計課	

対策部	事務分掌
<b>総務対策部</b>	(総務課) 1 災害情報の収集に関するこ (被害状況等の収集及び報告等) ・地震情報、気象情報 ・道路、土木施設、電気、電話、ガス、水道、鉄道被害 ・各部からの報告、本部要請事項 ・避難状況 ・その他 (職員被災状況等)
部長	2 職員の動員、各部の配置調整に関するこ
企画部長	3 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務に関するこ
副部長	4 国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめに関するこ ※市所有の情報システムの機能確保 ※災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助
総務部長	5 市ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理に関するこ ※避難所避難者名簿のデータ作成・管理
担当課等	6 各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業 務に関するこ
議会事務局	7 災害救助、救援のための作業員等の雇用に関するこ
企画政策課	8 災害見舞金、死亡弔慰金に関するこ
秘書広報課	9 義援金、救援物資の配分に関するこ
地域情報センター	(財政課) 1 災害時優先電話の確保に関するこ
総務課	2 災害対策物資、資材の調達及び配送に関するこ
財政課	3 車両の調達・確保及び緊急輸送の確認に関するこ (公用車管理含)
税務課	4 市有財産の被害調査、応急対策に関するこ ※庁舎の被害状況調査及び応急対策の実施 (機能確保)
会計課	5 庁舎内及び周辺の警備に関するこ
委員会事務局	6 応急対策に要する資金の調達に関するこ
	7 災害応急工事の契約等に関するこ
	8 災害対策の予算及び財政計画に関するこ
	(税務課) 1 被災家屋及び土地等の被害調査 (認定)に関するこ 2 り災世帯調査台帳等の作成及び災証明書発行に関するこ 3 被害に対する市税の減免に関するこ 4 市税全般の相談に関するこ ※税に関する各種申請窓口の設置
	5 部内の応援
	(会計課) 1 災害対策に必要な現金の出納に関するこ 2 災害関係費支出命令審査及び出納に関するこ 3 見舞金、義援金等の出納 (受け入れ)に関するこ 4 部内の応援
	(委員会事務局) 1 部内の応援

## 震災応急－102

対策部	事務分掌	対策部	事務分掌
<b>生活対策部</b> 部長 福祉部長 副部長 社会福祉課長 担当課 社会福祉課 子育て支援課 高齢介護課 (避難所班) 1 避難所設置、運営に関すること 2 避難者の誘導、収容に関すること 3 炊き出し、学校給食施設との連絡調整に関すること 4 避難者の情報に関すること 5 行方不明者に関すること (災害時要援護者班) 1 災害時要援護者等の救援に関すること 2 園児の保護及び応急保育に関すること 3 被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払いに関すること		<b>生活対策部</b> 部長 福祉部長 副部長 社会福祉課長 担当課 社会福祉課 子育て支援課 高齢介護課 市民課 窓口センター (社会福祉課) 1 避難所設置、運営に関すること 2 避難者の誘導、収容に関すること 3 災害時要援護者等の救援に関すること 4 被災者に対する食料品の調達、配給に関すること 5 被災者に対する生活必需品の確保及び配給に関すること 6 救援物資の受入れ及び配達に関すること 7 炊き出し、学校給食施設との連絡調整に関すること 8 避難者の情報に関すること 9 行方不明者に関すること ※避難所開設に係る区長（自治会長）及び民生委員・児童委員への協力要請 ※社会福祉協議会との連絡及び協力要請 10 ボランティアの受け入れ及び調整に関すること ※社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの立ち上げ、連絡調整 11 その他被災者生活救援対策に関すること 12 被災者の生活（福祉）相談に関すること 13 生活福祉資金等の融資に関すること 14 災害援護資金に関すること 15 福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめに関すること ※各種申請窓口の設置	
<b>保健環境対策部</b> 部長 市民安全部長 副部長 健康課長 生活課長 担当課 健康課 保険・医療課 生活課 市民課 窓口センター (保健班) 1 医師会及び医療機関、健康福祉事務所との連絡調整に関すること 2 医療機関等の被害調査及び応急対策に関すること 3 広域的な救急搬送受け入れ先としての後方支援病院の確保に関すること 4 医療ボランティアの受け入れ及び調整に関すること 5 保健衛生、感染症の予防対策に関すること 6 防疫活動に関すること 7 食品衛生及び食中毒の予防に関すること 8 被災者の心のケア対策及び援護に関すること		(子育て支援課) 1 園児の保護及び応急保育に関すること ※保育児童の被災状況調査 ※被災児童の保護・援護 ※被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応 2 部内の応援 (高齢介護課) 1 避難者の誘導、収容に関すること 2 災害時要援護者等の救援に関すること 3 被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払いに関すること (市民課・窓口センター) 1 災害窓口相談対応等に関すること（り災証明書発行含） ※各種申請窓口の設置 2 遺体の収容及び処置、埋火葬等に関すること 3 部内の応援	<b>保健対策部</b> 部長 市民安全部長 副部長 健康課長 _____ 担当課 健康課 _____ _____ _____ _____ (健康課) 1 医師会及び医療機関、健康福祉事務所等との連絡調整に関すること 2 医療ボランティアの受け入れ及び調整に関すること 3 医療機関等の被害調査及び応急対策に関すること ※医療救護本部設置の検討 ※応急救護所の設置支援 ※傷病者名簿等の作成 ※保健衛生用資器材の調達 ※保健医療情報の収集 4 広域的な救急搬送受け入れ先としての後方支援病院の確保に関すること 5 保健衛生、感染症の予防対策に関すること 6 防疫活動に関すること（資機材、薬剤調達） 7 食品衛生及び食中毒の予防に関すること 8 被災者の心のケア対策及び健康管理に関すること

対策部	事務分掌	対策部	事務分掌
<b>保健環境対策部</b> 部長 <b>市民安全部長</b> 副部長 <b>健康課長</b> <b>生活課長</b> 担当課等 <b>健康課</b> <b>保険・医療課</b> <b>生活課</b> <b>市民課</b> <b>窓口センター</b>	(環境班) 1 環境衛生施設等の被害調査及び環境対策に関すること 2 し尿の緊急汲み取りに関すること 3 応急仮設トイレに関すること 4 災害廃棄物対策に関すること 5 遺体の収容及び処置、埋火葬等に関すること 6 災害に伴う水質汚濁等、公害に係る調査及び防止対策に関すること 7 愛玩動物の収容、保護、情報提供等に関すること 8 災害窓口相談等に対応すること	<b>環境対策部</b> 部長 <b>市民安全部長</b> 副部長 <b>生活課長</b> <b>保険・医療課長</b> 担当課等 <b>生活課</b> <b>保険・医療課</b>  <b>窓口センター</b>	(生活課) 1 環境衛生施設等の被害調査及び環境対策に関すること 2 応急仮設トイレに関すること 3 し尿の緊急汲み取りに関すること 4 愛玩動物の収容、保護、情報提供等に関すること 5 災害に伴う水質汚濁等、公害に係る調査及び防止対策に関すること 6 災害廃棄物対策に関すること <b>(保険・医療課)</b> 1 部内の応援 ※医療保険制度等の一部負担金等の減免措置の検討 <b>(窓口センター)</b> 1 災害窓口相談対応等に関すること（り災証明書発行含） ※庁舎の被害状況調査及び応急対策の実施（機能確保） 2 災害対策物資、資材の調達及び配送に関すること 3 救援物資の受入れ及び配送に関すること 4 部内の応援
<b>農林対策部</b> 部長 <b>地域整備部長</b> 副部長 <b>農村整備課長</b> 担当課等 <b>農林課</b> <b>農村整備課</b> <b>地域振興課</b> 農業委員会事務局	(農林班) 1 農畜産物及び施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 作物、家畜の伝染病の予防、防疫、処理等に関すること 3 ため池の被害調査及び応急対策に関すること 4 農林施設、山地の被害調査及び応急対策に関すること 5 治山施設の被害調査及び応急対策に関すること 6 農林関係災害状況及び応急対策実施状況の収録に関すること 7 被災農家に対する農業共済金の支払いに関すること 8 農作物の種子（苗）の確保及び斡旋に関すること 9 被災農畜産業者に対する資金の融資に関すること 10 農林業関係機関及び団体との連携の総合調整に関すること  (商工班) 1 商工業被害等の調査に関すること 2 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 商工業関係機関及び団体との連絡調整に関すること 4 救助救援物資、資機材確保、調達、配布協力に関すること 5 観光客の安全確保に関すること 6 被災者の雇用の促進要請に関すること 7 中小企業等の災害復旧資金の融資に関すること	<b>農林対策部</b> 部長 <b>地域整備部長</b> 副部長 <b>農村整備課長</b> 担当課等 <b>農林課</b> <b>農村整備課</b> <b>農業委員会</b> <b>地域振興課</b> <b>窓口センター</b>	(農林課・農村整備課・農業委員会) 1 警戒パトロール実施に関すること（土砂災害危険箇所含） 2 ため池の被害調査及び応急対策に関すること 3 農林施設、山地の被害調査及び応急対策に関すること 4 治山施設の被害調査及び応急対策に関すること 5 農畜産物及び施設の被害調査及び応急対策に関すること 6 作物、家畜の伝染病の予防、防疫、処理等に関すること 7 農林業関係機関及び団体との連携の総合調整に関すること 8 農林関係災害状況及び応急対策実施状況の収録に関すること 9 被災農家に対する農業共済金の支払いに関すること 10 農作物の種子（苗）の確保及び斡旋に関すること 11 被災農畜産業者に対する資金の融資に関すること ※穀物の調達 <b>(地域振興課)</b> 1 観光客の安全確保に関すること 2 救助救援物資、資機材確保、調達、配布に関すること 3 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること 4 商工業被害等の調査に関すること 5 商工業関係機関及び団体との連絡調整に関すること 6 被災者の雇用の促進要請に関すること 7 中小企業等の災害復旧資金の融資に関すること 8 部内の応援 <b>(窓口センター)</b> 1 災害窓口相談対応等に関すること（り災証明書発行含） ※庁舎の被害状況調査及び応急対策の実施（機能確保） 2 災害対策物資、資材の調達及び配送に関すること 3 救援物資の受入れ及び配送に関すること 4 部内の応援

対策部	事務分掌
<b>建設対策部</b>	(建設班) 1 管理施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 公共施設に関する被害調査及び応急対策に関すること 3 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通・緊急輸送対策等に関すること 4 がけ地、急傾斜地等の災害対策及び応急復旧に関すること 5 建設業者等への協力要請に関すること 6 住家、人の被害調査に関すること 7 被災建物の応急危険度の判定に関すること 8 応急仮設住宅の建設に関すること 9 被災住宅に係る支援に関すること
部長 建設部長 副部長 土木課長	
担当課 建設総務課 土木課 都市整備課	

対策部	事務分掌
<b>建設対策部</b>	(都市整備課・土木課) 1 警戒パトロール実施に関すること（土砂災害危険箇所含） 2 がけ地、急傾斜地等の災害対策及び応急復旧に関すること 3 管理施設の被害調査及び応急対策に関すること 4 建設業者等への協力要請に関すること 5 住家、人の被害調査（認定）に関すること 6 被災建物の応急危険度の判定に関すること ※交通規制の指示及び実施 ※応急対策用資機材の調達 7 公共施設に関する被害調査及び応急対策に関すること 8 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通・緊急輸送対策等に関すること 9 被災家屋の被害調査（認定）に関すること 10 応急仮設住宅の建設に関すること 11 被災住宅に係る支援に関すること ※被災施設等の本復旧の実施及び実施方法の検討 ※住宅金融支援機構融資のあっせん指導検討
部長 建設部長 副部長 都市整備課長	
担当課 都市整備課 土木課 加古川整備推進室	
<b>上下水道対策部</b>	(上下水道班) 1 上下水道施設、給配水管等の被害調査、応急対策及び災害復旧に関すること 2 緊急時の活動用水に関すること 3 飲料水確保及び供給に関すること 4 上下水道施設の被害状況、応急対策実施状況の収録に関すること 5 応急給水計画の作成及び実施に関すること 6 水質検査等安全に関すること 7 浸水対策に関すること 8 資機材等の調達に関すること 9 その他上下水道事業者及び上下水道関係業者、団体との連絡に関すること
部長 上下水道部長 副部長 管理課長	
担当課 管理課 工務課	
<b>教育対策部</b>	(教育班) 1 避難所（所管施設）の設置及び運営に関すること 2 被災者に対する救援物資の配布に関すること 3 学校利用者の安全確保の指示に関すること 4 県教育委員会及び関係機関への報告に関すること 5 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 6 被災者に対する炊き出し等の協力に関すること (学校班) 1 園児、児童、生徒の被害調査及び安全対策に関すること 2 災害による応急教育施設及び教育の確保に関すること 3 教育班への応援、協力に関すること
部長 教育長 副部長 教育部長	
担当課等 教育委員会	
<b>教育対策部</b>	(教育委員会全課) 1 学校利用者の安全確保の指示に関すること 2 避難所（所管施設）の設置及び運営に関すること 3 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 4 被災者に対する炊き出し等の協力に関すること 5 被災者に対する救援物資の配布に関すること 6 園児、児童、生徒の被害調査及び安全対策に関すること ※学校、P T Aとの連絡調整及び協力要請 ※避難所開設に係る地域への協力要請 7 避難者の情報に関すること 8 学校給食施設との連絡調整に関すること 9 県教育委員会及び関係機関への報告に関すること 10 災害による応急教育施設及び教育の確保に関すること
部長 教育長 副部長 教育部長	
担当課等 教育委員会全課	

<b>消防部</b>	(消防・救助班) 1 警戒、検索、防御に關すること 2 消火、救急、救助に關すること 3 情報収集、伝達に關すること 4 災害状況報告の整理に關すること 5 消防団の出動及び連絡調整に關すること 6 資機材の確保、配分及び輸送に關すること 7 県内各消防本部との応援協定に基づく協力要請に關すること
<b>病院部</b>	(医療班) 1 負傷者の治療に關すること 2 医療救護及び助産に關すること 3 応急救護所の設営等に關すること 4 医療用資機材等の調達及び要請に關すること 5 近隣医療機関への応援に關すること 6 死体の検案等に關すること

## 震災応急—106

### 第2節 情報の収集・伝達及び報告

#### 第1 情報収集・伝達手段の確保

##### 1 通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

#### 主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX CATV (TV映像及び音声告知放送、電話等をいう。以下同じ)	災害対策本部～防災関係機関・市民 ※CATV電話は域内のみ ※1
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸海洋気象台～災害対策本部・消防本部
	土砂災害情報相互通報システム	気象会社～災害対策本部～CATV (映像)～市民等 ※1
有線 ／ 無線	兵庫県災害対応 総合情報ネットワークシステム (フェニックス防災システム)	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫衛星通信ネットワーク (衛星系／地上系)	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	防災行政無線 (移動系)	災害対策本部～災害現場・避難所※2
	MCA無線	災害対策本部～災害現場・避難所※3
	携帯電話	災害対策本部～災害現場
かとう安全安心ネット		災害対策本部～市民等

### 第2節 情報の収集・伝達及び報告

#### 第1 情報収集・伝達手段の確保

##### 1 通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

#### 主な通信手段

	主な通信手段	主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX、ホームページ CATV (TV映像及び音声告知放送、電話等をいう。以下同じ)	災害対策本部～防災関係機関・市民 ※CATV電話は域内のみ ※1
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸海洋気象台～災害対策本部・消防本部
	土砂災害情報相互通報システム	気象会社～災害対策本部～CATV (映像)～市民等 ※1
有線 ／ 無線	兵庫県災害対応 総合情報ネットワークシステム (フェニックス防災システム)	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫衛星通信ネットワーク (衛星系／地上系)	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	防災行政無線 (移動系)	災害対策本部～災害現場・避難所※2
	MCA無線	災害対策本部～災害現場・避難所※3
	携帯電話	災害対策本部～災害現場
かとう安全安心ネット エリアメール・緊急速報メール 公共情報コモンズ		災害対策本部～市民等

※1 滝野地域の音声告知放送、電話は平成 22 年以降

※2 東条地域に限る。

※3 社、滝野地域に限る。

震災応急—107

## 第2 地震情報等の収集伝達

### 1 地震情報の収集

地震を覚知した場合、速やかにフェニックス防災端末（以下「防災端末」という。）、土砂災害相互通報システム、テレビ、ラジオ等で、地震情報を確認する。

地震情報の種類（気象庁）

種類	内容
緊急地震速報（警報）	最大震度5弱以上の揺れが予想されたとき強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表
緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表
震度速報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名（※）と地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や、顕著な地震の震源要素の切り替えのお知らせなどを発表
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1Km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図形情報として発表

※本市は「兵庫県南東部」の地域に属する。

※1 滝野地域の音声告知放送、電話は平成25年以降

※2 東条地域に限る。

※3 社、滝野地域に限る。

### 1 地震情報の収集

地震を覚知した場合、速やかに全国瞬時警報システム（J-ALERT）、フェニックス防災端末（以下「防災端末」という。）、土砂災害相互通報システム、テレビ、ラジオ等で、地震情報を確認する。

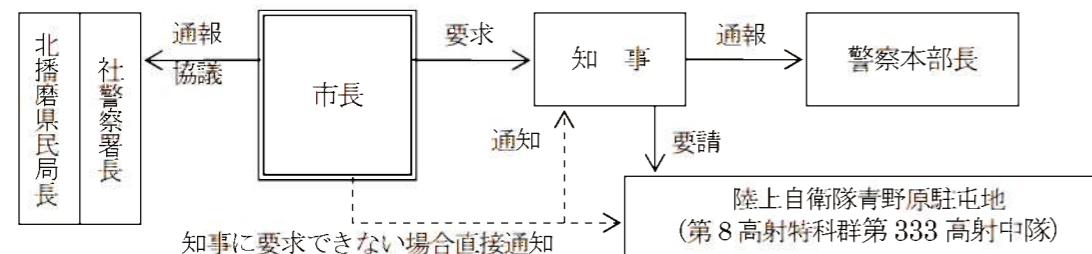
地震情報の種類（気象庁）

種類	内容
緊急地震速報（警報）	最大震度5弱以上の揺れが予想されたとき強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表
緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたときに発表
震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上の全国約188に区分した地域名（※）と地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や、顕著な地震の震源要素の切り替えのお知らせなどを発表
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1Km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図形情報として発表

※本市は「兵庫県南東部」の地域に属する。

震災応急—112

## ■ 派遣及び撤収要請手続経路



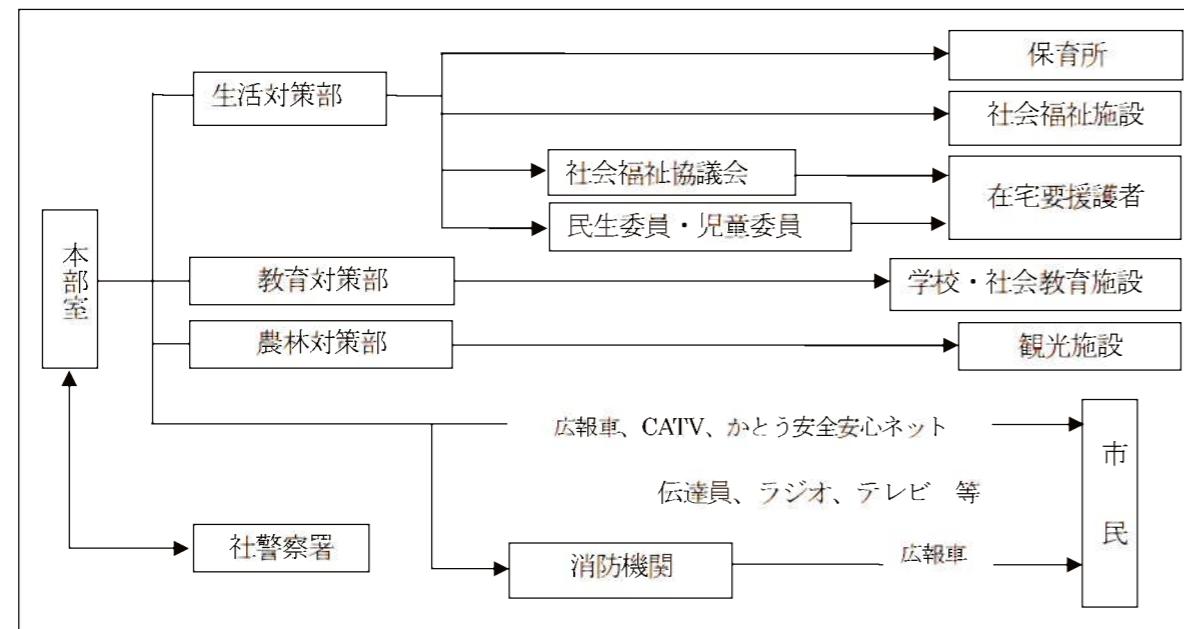
震災応急—113

## 2 要請先等 ※連絡先等一覽

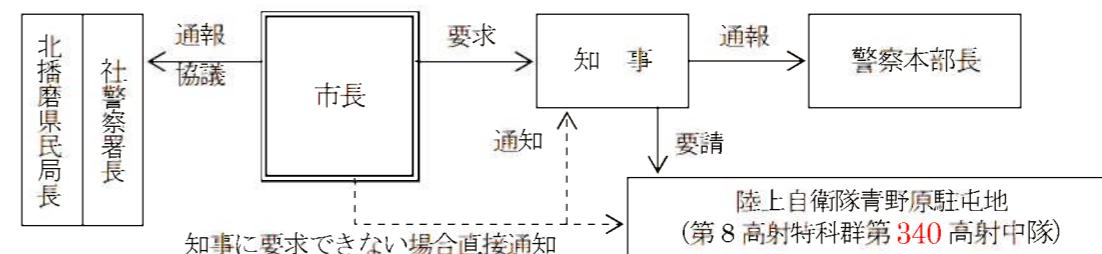
区分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	北播磨県民局	42-9303 FAX42-4704	
	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911～9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災係)	(078)362-9988 FAX(078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912
自衛隊	陸上自衛隊青野原駐屯地 (第8高射特科群第333高射中隊)	(0794)66-7301 内線 232	

震災応急—133

#### ■避難勧告・指示等の伝達経路



## ■ 派遣及び撤収要請手続経路

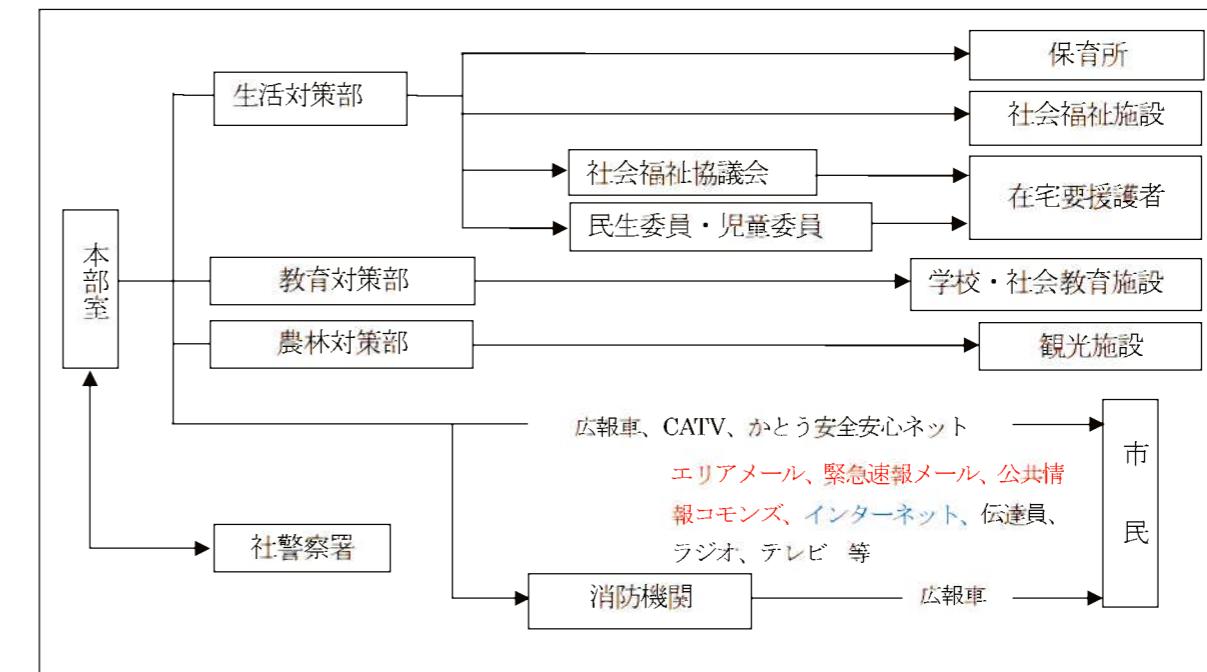


## 2 要請先等 ※連絡先等一覽

区分	電話番号	
	勤務時間内	勤務時間外
県	北播磨県民局 (災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局 (災害対策本部未設置時) 災害対策課(防災係)	42-9304 FAX42-4704 (078)362-9900(時間内外とも) FAX(078)362-9911~9912(時間内外とも) (078)362-9988 FAX(078)362-9911~9912
		(078)362-9900 FAX(078)362-9911~9912
自衛隊	陸上自衛隊青野原駐屯地(第8高射特科群第340高射中隊)	(0794)66-7301 内線232

震災応急—133

## ■避難勧告・指示等の伝達経路



## 第8節 災害時要援護者支援対策

[実施関係機関：県、**自主防災組織**、**自治会**、**消防機関**、**民生委員・児童委員**、**福祉関係機関等**]

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の災害時要援護者に対する情報、避難、援護等の支援対策について定める。

### 1 情報提供

- (1) **情報伝達ルート**…CATV、**自主防災組織**、**自治会**、**民生委員・児童委員**、**消防機関**、**社会福祉協議会**、**福祉ボランティア等**
- (2) 伝達手段………CATV、かとう安全安心ネット、広報車、広報資料、広報誌(紙)、ファクシミリ、インターネット、口頭伝達等  
(→「第3章 第10節 災害情報等の提供と相談活動」の項を参照)

### 2 市における広報体制等

- (3) 広報の実施
  - ① 報道機関との連携
    - ア 記者発表は原則として、災害広報責任者が行う。
    - イ 災害プレスセンターを設置し、記者クラブを通じて発表する。
  - ② 市民に対する広報
    - ア 市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策などを広報する。
    - イ CATV、広報車、定期又は臨時の広報誌(紙)、かとう安全安心ネット等のみならず**自治会**、**自主防災組織**等の協力を得て、災害情報の周知徹底を図る。
    - ウ 避難所等への情報提供
      - 避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。
      - ア) 情報提供ルート…CATV、掲示板、避難所の職員・施設管理者、巡回員**自主防災組織員**、**自治会**等
      - イ) 伝達手段………CATV、掲示板、広報資料、広報誌(紙)、かとう安全安心ネット、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等

## 第18節 警備対策

[実施関係機関：**警察署**]

警察署は関係機関と連携し、市内の災害警備のため、次の措置を講じるものとされている。

- (1) 被害実態の把握
- (2) 被災者の救出救護
- (3) 危険箇所の実態把握及び警戒
- (4) 気象情報等の収集及び伝達
- (5) 危険区域居住者に対する避難の指示、勧告及び誘導
- (6) 行方不明者の捜索及び死体の見分
- (7) 被災地等における交通の安全と円滑の確保
- (8) 被災地等における犯罪の予防活動
- (9) 地域安全情報、災害関連情報等の広報活動
- (10) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

## 第8節 災害時要援護者支援対策

[実施関係機関：県、**自主防災組織**、**自治会**、**消防機関**、**民生委員・児童委員**、**福祉関係機関等**]

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の災害時要援護者に対する情報、避難、援護等の支援対策について定める。

### 1 情報提供

- (1) **情報伝達ルート**…CATV、**自主防災組織**、**自治会**、**民生委員・児童委員**、**消防機関**、**社会福祉協議会**、**福祉ボランティア等**
- (2) 伝達手段………CATV、かとう安全安心ネット、**エリアメール**、**緊急速報メール**、**公共情報コモンズ**、広報車、広報資料、広報誌(紙)、ファクシミリ、インターネット、口頭伝達等  
(→「第3章 第10節 災害情報等の提供と相談活動」の項を参照)

### 2 市における広報体制等

- (3) 広報の実施
  - ① 報道機関との連携
    - ア 記者発表は原則として、災害広報責任者(**企画部長**)が行う。
    - イ 災害プレスセンターを設置し、記者クラブを通じて発表する。
  - ② 市民に対する広報
    - ア 市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策などを広報する。
    - イ CATV、広報車、定期又は臨時の広報誌(紙)、かとう安全安心ネット、**エリアメール**、**緊急速報メール**、**公共情報コモンズ**等のみならず**自治会**、**自主防災組織**等の協力を得て、災害情報の周知徹底を図る。
    - ウ 避難所等への情報提供
      - 避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。
      - ア) 情報提供ルート…CATV、掲示板、避難所の職員・施設管理者、**自主防災組織員**、**自治会**等
      - イ) 伝達手段………CATV、掲示板、広報資料、広報誌(紙)、かとう安全安心ネット、**エリアメール**、**緊急速報メール**、**公共情報コモンズ**、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等

## 第18節 警備対策

[実施関係機関：**警察署**]

警察署は関係機関と連携し、市内の災害警備のため、次の措置を講じるものとされている。

- (1) 被害実態の把握
- (2) 被災者の救出救護
- (3) 危険箇所の実態把握及び警戒
- (4) 気象情報等の収集及び伝達
- (5) 危険区域居住者に対する避難の指示、勧告及び誘導
- (6) 行方不明者の捜索及び死体の見分
- (7) 被災地等における交通の安全と円滑の確保
- (8) 被災地等における犯罪の予防検挙
- (9) 地域安全情報、災害関連情報等の広報活動
- (10) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動